

○小沢政府委員 ただいま議題となりました、地方自治法第二百五十六条规定に基づき、税務署の設置に関する承認を求める件について、その提案の理由と内容の概略を御説明いたします。
最近における経済の発展に伴い、都会地の税務署

署では、管内の納税者及び課税物件等が年々増加しておりますが、一部の税務署におきましては、事務量が過大となり、税務指導等、納税者に対するサービスや事務管理の面で支障が生じようとしております。

このよきな事情は、文書いたしまして、東京国税局において、世田谷税務署の管轄区域を分割して、世田谷区の北部の地域を管轄する北沢税務署を、大阪国税局において、淀川税務署及び北税務署の管轄区域を再編成して、東淀川区を管轄する東淀川税務署を、また、広島国税局において、広島市東南税務署をそれぞれ設置し、納税者の便利と税務行政の円滑な運営をはかるうとするものであります。

以上の理由によりまして、地方自治法第百五十六条规定に基づいて、国会の御承認を求める次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○内田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本件に対する質疑は、後日に譲ります。

○内田委員長　所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告がありますので、これを許します。

る。国民は、減税されたというけれども、さっぱり楽になつたというような気がしないわけあります。そうすれば、何か国民全部が、いまこういふ段階だからこういうふうでがまんせいというならば、それなりの理論的な根拠があれば、それなりにまた納得するだろうと思う。しかし、そういうものもさっぱり示されていない。たとえば、参議院の大蔵委員会でわが党の田中さんが質問しておりますけれども、生活基準というか、いわゆる大蔵省メモなどというのも、最近になると、塩崎さんのはうでは、あれは何かもう出せといふから出しただけであつて、何ともうその問題は論議をしないでほしいというような発言もある。そうすると、どこを基準にして十万円引き上げた、何のどういう理由で七十四万円が一応いま現在の段階で適正だというのかわからなくなつてくる。そういう点で、ひとつここで、交通整理をするような意味で、すっきりと、われわれにも、国民にも、約七十四万円が最低限だというのがいまの段階で正しいのだ、適當なんだということを明快に教えていただきたい。

○塩崎政府委員 非常にむずかしい問題でございますが、課税最低限はいかなる基準によつてきめるべきかという基本的な御質問だと思うのでござります。

私は、いろいろ基準がありますが、主として三つの基準からきめられるであろうと思います。第一は、財政上の事情でござります。第二は、所得の再分配を所得税に期待しておるわけでございますが、これをどの程度の階層から始めるかという基準でござります。第三は、やはり、所得のうちでもどうしても支出せざるを得ない生計費的なものがありますれば、それに対しても課税しないほうがいいという、いわゆる生計費との関係。この三つが私は課税最低限の基準だらうと思うでございます。

そういった意味で、先生は、生計費との関係でいろんな問題があるが、大蔵省は最近逃げ腰であり、この点についてはくさいものにふたをしてお

るような感じではないか、こういう御質問でござりますが、私は決してそういった意味で申し上げておるのではありません。四十年から、御案内のように、生計費、いわゆる基準生計費を出してしまって、非常な反響を招いたわけでございます。反響を招きました大きな理由は、何と申しまして省の主税局がこれを試算いたしまして課税最低限の基礎にすると、こと自体がどうもおかしい、税金を取らんがために無理した数字ではないか、こんなふうなお話がござります。私は決してそんなような意図もなかつたと思ひますけれども、そういうふうな見方が多い。そこで、これは客観的な資料あるいは権威ある外部の方々、あるいは厚生省でもいいかと思ひますが、それが税の見地を離れてフランクな生計費を出していただいて、それからひとつ判断してもらう、こういったことのほうが適当である、こんなような意味で言っておるわけでございます。

な恣意の入ったような生計費じやなくて、現実に
総理府の消費支出の家計調査がござります。この
家計調査の金額を見ますと、四十一年度は、これ
は今までのままの数字でございますが、五人世帯で
五万九千二百二十一円、食料費が二万一千六百九
十二円、これを十二倍いたしまと約七十二万円ば
かりになるわけでござります。こんなところから
見て、これは平均でござりますから、こういう高
いところを別に所得税で取らなければならぬとは
思いませんし、所得再分配機能はもう少し低いと
ころから始めてもいいと思うのでございますが、
そういう意味で適当である、こういうふうに
思っております。

なお、所得単位でいまの税法はできております
が、生計単位と申しますか、世帯単位で考えます
と、大体四〇%の世帯は所得税からはずれている
というようなことも御参考にしていただきたい。
なお、しかしながら、まだまだ今後におきまし
て課税最低限の引き上げの要望はいろいろな意味
において強いでござりますから、例の百万円の
目標というものは、これは私どもの努力すべき大
きな目標だと考えております。

○阿部(助)委員 いわゆる大蔵省メモが評判が悪
いというのは、私は、端的に言って、お粗末だとい
うことだと思う。国民としては、計算がどうなっ
ているかは一般にはわからないにしても、まこと
にお粗末な費だ、それでは實際食つていけない
という実感から評判が悪い、ある意味で言えば食
堂のメニューよりもっと信用ができるないという
ようなことで評判が悪いと思うのですが、国民の
ほうでは、実感からもう少し税金を軽くしてもら
いたい、こういうことですね。しかし、どうして
も国の財政上の関係からとか、みんなが納得する
ような理由があつて、みんなで切り詰めていこう
ということになれば、これもまた国民は納得する
だろう。だけれども、片一方では、どう見たところ
ではでな生活があつて、きのう以来いろいろあ
りました交際費の問題であるとか、あるいは遊び
場の繁盛しておるのや、そういうアンバランスな

面をまのあたりに見せつけられておる。そうする
と、税金を取る大蔵省の側から、何か理論的にも
う少しすつきりしたもの、こうこうなんだ、だ
からこの程度は税金を納めてもらいたいというう
とにならないと、国民は納得しないのではない
か。ここで一、二の人たちが納得しても、それは
どうにもならない。だから、国民に納得させるに
は、もう少し理論的に納得させる面があつてしか
るべきじゃないか。そうすると、やはり生計費の
問題なんかもう少し納得するようなミニユエーを
出すべきだし、この基準もすつきりした理論を出
すべきじゃないか。それが、いまの説明では私に
もわからない。おそらく一般の国民にはその程度
の理屈では納得ができるんじゃないか。大蔵當
局はこれで十分だということではなかろうと思う
のですが、どうですか。

ます。したがいまして、先ほど申し上げましたように、今後、主税局というのではなくて、広い見地で客観的な資料をどこかでつくっていただきようなことで、國民に納得していくだくような検討はあるいはPRをしていきたい、かように考えております。

○阿部(助)委員 平均国民所得と免稅点というのを比べると、戦前の場合は免稅点のほうが低かった。しかし、いまは免稅点のほうがはるかに高くなつておるということから見ても、なかなか納得できないんじゃないかな。きのうもデノミの話が出ましたけれども、現実にデノミネーションをやつしてみたら、おそらく戦前の生活経験者は納得しないものが出でてくると思うのです。税金の面ばかりでなしに、給与の面でもこれは納得できない。おそらく、戦前で六、七十万持つておれば、家を持つて楽な生活ができる。しかし、今日その比率でいったら生活ができないわけです。そういう実感から、どうしてもいまの程度のものでは納得できないし、理論的な展開から見ても、これも国民党が納得させるわけにいかない。そうすれば野党各派が熱心に主張しております、せめて現在時点で

百万円までの免稅といふものは、大藏当局として
もつと真剣にこれに取り組むべきだ、こういう感
じがするのですが、どうですか。

○塩崎政府委員 百万円の問題は、私に与えられ
ました至上命令の気持ちでございます。やはり所
得稅についての要望が非常に強いわけでございま
すので、これにつきましては、自然増収がふえま
したらまず第一にこの問題を充足していただくよ
うに、私どもいたしましては努力するつもりで
ございます。

○阿部(助)委員 ところが、その場合に、予算委
員会でこの前附帯決議が通りましたが、この中身
は、少なくとも現在の時点の貨幣準備で、物価で
百万円まで免稅しろ、こういうことだ。ところ
が、参議院の大藏委員会等で大臣が言つておるの
は、日本の經濟の伸び方がいまの程度で進むなら
ば四十五年度には何とかなるだろう、それをでき
るだけ早くしたいということで、この經濟の伸び
というのが一つは気にかかるわけなんですが、經
済の伸びというのは同時に物価の値上げといふも
のにも何がしか関連してくるんじゃないかな。いま
の物価の上がり方でどんどん上がつていけば、四
十五年度になつて百万円まで免稅してもらって
も、實際は物価の値上げで吸収されてしまふん
じゃないだろうか。そうすれば何もならぬじやな
いかという感じがするのですが、これは、あくま
で名目じやなしに現在の時点の貨幣価値で、そし
ていわゆる実質的な百万円免稅といふもので当然
あるべきだと思うし、国会の意思はそうだと思う
のですが、大藏当局はどうですか。

○塩崎政府委員 非常に基本的な問題でございま
す。その百万円という金額が名目であるか實質で
あるかという御質問でございますが、実は、これ
が名目であるか實質であるかという点についての
議論はまだ煮詰まっていないと思うのでございま
す。そのことはできる限り早くしたいということ
が一つの要請でございます。そのため、名目か
實質かという議論がまだ煮詰まってない。第二に
は、今後の物価上昇というものはそんなに大きい

ものではないということが社会発展計画にも若干示されておりますし、来年以降の見通しははつきりといたしませんが、最近は消費者物価の上昇も鈍化しつつあるような傾向でござりますので、この第二の消費者物価の上昇の傾向から見ても、まだ十分煮詰まっていない。このようなことから、私は、百万円の問題ができる限り早く実現するということでお考へておられるのがいまの政府の考え方だうと思ひます。

○阿部(助)委員 そこはひとつ国会の意思を尊重してすつきりしてもらいたいのですが、いまのあなたのお話だと、煮詰まっている、名目でいくか実質でいくかという点がまだはつきりしないとおっしゃるけれども、やはり、民主政治、議会主義というたてまえでいいっておるのだから、当局も当然この問題はすつきりと、実質資金でいくんだという国会の意志はあくまで尊重する、そういう立場で財源問題等の検討をするのが当然だと思うのですが、そこをもう少しすつきりできませんか。

○塙崎政府委員 先ほども申し上げました二つの理由から、なかなかいま結論を出すことができないと思うのですが、こゝにしよ、三三、二二

いところのことをさします。かとねは、先生、このうことをひとつ御理解願いたいのでござりますが、現在もう直ちにことし百万円にするならば納稅者が何人減るかと考えますと、非常な減少を来たします。約千万人減つて、半分になるという大きな影響があるわけでございます。実質的な現在の所得水準を前提とすればこんなようなことになりますが、それがことしきないことは御案内のとおりでございます。そこでできる限り早くとということになるわけでございますが、その次の問題は、先生のおっしゃいました名目か実質かという問題になります。しかし、これは私どもは、でできる限り早く実現するということ、第二には、消費者物価の上昇はできる限り避ける政策を打ち立て、消費者物価の上昇は少ないという前提に立つて考えておるので、まだ煮詰まつた答事ができぬい。しかし、できる限りそういうた御趣旨は尊重

○阿部(助)委員 いまのお話は財政上の観点からお答えになつたと思うのですが、それならば、少し観点を変えて、まあ最近は、第三次防衛計画であるとか、あるいは道路計画であるとかいうことになると、相當に長期の見通しを立てて、五ヵ年計画をつくられておるだけです。総理のことばをかりれば、人間を尊重する、人間尊重だ、こういうことになる。私は、こういう問題こそ、むしろ計画を立てて実施をするということが必要なんぢやないか。何か私の感じからすると、防衛だとか、そういうものだけはまことによく五ヵ年計画等を立てて着々と進めておるけれども、社会開発とか、そういう面になりますと、こっちのほうはそのときそのときで何か無理をして押えつけておる、世論が出てくるとやむなくその間に何がしかのおこぼれだけを与えるというような感じがしてならぬわけであります、百万円までというもののも財源措置等を検討してもいいのぢやないかと思いますが、いかがですか。

○塩崎政府委員 税制調査会におきまして、私どもは、長期税制構想を立てまして、三年間で八十万円という課税最低限の目標を昨年打ち出したばかりでございます。それからまた二年ぐらいすればまず百万になるだらうという各年の見通しを立てたわけでございます。私どもは決して長期の計画がないわけではありません。お約束いたしましてたとおり、昨年もそういった計画をつくったわけですがございませんが、やはり国民の要望は、もう少しそれが上回り、もう少し強いものでなければといふことで、それは当時の選挙のあつたせいもございましたしょうけれども、そのような税制調査会の案では不十分であるということに見られているようございますので、今度の国会が終わりましたく。それから、自民党の選挙公約では四十五年度

○阿部(助委員) それと関連するのですが、防衛費というものがだんだんふくらんでくる。だんだんふくらんでくると、あなたのあげました第一の理由である財政上の観点からということになると、これはますます悲観的になるのじゃないか。物価の上がった程度に免税点を引き上げたとしても、これから十月になれば消費者米価は上がってくる、また、公営事業関係もある意味では公営事業なんというものは軒並みに赤字を出しておるという現状からいってみれば、こういうものが上がらないという保証はない。国民は何も政府の言ふことを安心して聞いてはいないのではないか。実際は上がるという危険性をみんなはらんでおるのじゃないかということを考えるわけですが、特に防衛費というものがだんだんふくらんでくる。しかもそれは年とともにふくらんでいくて、なかなか縮めるわけにいかないのじゃないか。大体第三次防衛計画が一兆三千四百億、まあ二百五十億の上がり下がりということでありますが、大体最終年度には防衛費といいうものは逐次上がっていくと思うのです。というのは、第一年目は、それほど設備もないし、いろいろな問題が整備されてないからわりかた金額は少ないけれども、一年一年この防衛費は大きくなっていくのじゃないか。すると、五年目になると大体どれくらい防衛費を組む予定であるか。たしかあれは四十六年ですね。○岩尾政府委員 防衛力整備計画の最終年度に額はどれくらいになるかという御質問でござりますが、防衛計画は、いま先生のお話しになりましたように二兆三千四百億でございますが、その間に上下二百五十億の幅ということできめられておりまして、この状況に応じてということが入っておりまして、

十二年にこの計画に基づきまして計上いたしました額は三千八百九億ということでござりますので、このテンボで、かりに上下の幅がないといったときの財政事情に応じてこの計画の中でも考えていくということに相なったと思います。試みに、四〇阿部(助)委員　どこの国でもそうであります
が、ことに最近の防衛費というものは、一つは技術の進歩といふものをどうしても考慮に入れなければならぬわけであります。そうすると、技術が更新してくると前の設備は必ずしも役に立たないということになってくる。防衛関係の技術といふものは非常に速度で進んでおります。そういうことになってくると、五十年には膨大な軍事の設備をせねばいかぬ、予算も組まねばいかぬ、そうなつてくると思うのです。そうなつてくると、その次の第四次のときには、これはまたはるかに大きな予算を組まないと防衛産業はつぶれてくれる。これはアメリカにおいてもそうであります。そういう点で、防衛産業を整備してそれを維持するためには何がしかのそれに見合う注文をせねばいかぬ。しかもそれが、設備更新というか、技術が変わってくると前の設備必ずしも役に立たないというような形で、ことに最近の防衛産業は非常にむずかしい。またそれだけに予算も食うといふことになってくる。そうすると、そういう面からの圧迫というものが非常に大きくなってくるので、財政上の理由ということでこれをおっしゃられると、なかなか崎嶋さんのおっしゃるようないかなく、減税とかあるいは社会保障といふ問題のほうに回す金というものは非常に狭められてくるのじゃないか。だから、いまいろいろ租税特別措置のときに問題になりましたような、もう

少し大きいところから取るとかいうようなことをしないと、やはり財源がないということでこれは抑えられるのじゃないか。もしそういうことをやる気なら、今年は別にしても、来年直ちに百万円から免税にするぐらいのことは、私はそれほどむずかしいことではないのじゃないかという感じがするのですが、その辺、財政上の理由ということをやるってこれが作業に入るべきだと思うのであります
○塙崎政府委員　国会の御要望、国民大衆の気持ち、これは課税最低限百万円にあらわれておると思うのでござります。しかし、先生のおっしゃいましたように、私どものほうでも、財政上減税を野放しにやっていくのはどうでも、決して思っておりません。そこで、いま先生のおっしゃいましたように、税制の中でもくふうを要することはもちろんでございますし、私どもは、専門家といたしまして、このための努力は大いに払わなければならぬというつもりでござります。今回の印紙税、登録免許税の定額税率部分の改正あるいは租税特別措置の整理合理化、そういうことはやはり所得税の課税最低限を引き上げるために税制の中で私どもの努力だというふうに考えていただきたいのでござりますが、今後も、このような機会をねらって、あるいはできる限りひとつ国民の希望するところに従つて税制全般の検討をしてまいりたい、かよう考えております。
○阿部(助)委員　いろいろ努力しておると、こう言つけれども、その努力がやはり、われわれから見れば、資本の自由化を控えて大きなところの資本集中をはかっていくなければならぬ、あるいは第三次防衛計画を進めなければならないというような形のほうにより大きなウエートがあるという感じがするわけです。現に、自民党的方々が選挙で宣伝されたように、日本の経済はもうすばらしいところまでいったとか、確かに日本の東芝とか八

帽などとか日立とかいろいろな大企業は世界の何番目にランクされるというようなところに来ておるけれども、この勤労大衆の賃金あるいはそれにおける税負担というようなものを外国の一流の資本主義国のおもだつたところと比べてまいりますならば、これは非常に低いところに抑えられておるのじやないかということを考えいくと、何か日本経済・財政という場合も、ごく一部の大資本のほうにだけ目が向いておつて、国民大衆といふものが忘れられておるのではないだろうかと、いう感じを強く受けるわけであります。これだけ経済が伸びておる、しかもそれから税金を取りられておるで世界の何番目にランクされておる、しかし、国民大衆の生活といふものは非常に低いところに抑えられておる、しかもそれから税金を取りられておるということになると、やはり日本の民主主義といふ基盤がくずれてくるのじやないかということが私は一番心配なのであります。みんなで苦労していくことになります。それならわかります。しかし、こういう形で、片方では数少ない独占資本だけが大きくなっていく、数多くの大衆は生活が困難だといふようなアンバランスが、日本の憲法に規定された民主主義といふ面から言つて一番危険な要素を持ってくるのじやないかということに、私は税制を見ておつても一番心配があるわけとして、そういう点で、やはり、いまの皆さんのが、私は必ずしもそうは思わないのですがございまして、課税最低限を大いに引き上げるということについては私ども毎年努力をしてまいりたいと思いますが、あとは、比較対照するならばまことに微々たるものじやないかという感じがするのですが、どうですか。

上げれば、下がることはたいへんけつこうだと思ふのですけれども、今度は逆に、これから健康保険法の改正その他がもし通過をするようなことになると、また今度は、税の関係だけはどんどん減つて、しかし社会保障関係費のほうはどんどんふえて、結局トータルとしてみると、家計の負担はちっとも変わらない、こういう問題が、実は家計の側からの給与所得の問題を少し調べてみると、あらわれてきておるわけですね。

日本の方の税金はその他の国と比べてなお依然として高いし、さらに、物価の上昇が現状のような形で続いている限りは、やはり私は、所得税の減税というものは今後も引き続きやっていくという必要性は非常に大きくなると思うのです。あらゆるけれども、せっかく所得税で減らしたと思っても、ともかくあとでトータルをしてみるとちっとも負担は減らなかつたんだということは、やはり少し問題がある、こう思います。

最初にちよつと岩尾次長のほうから、こういう形がこのまま進んでいけば所得税減税はあまり意味がないんじゃないかということにもなりかねないでので、そちらの点についてひとつ大蔵省としてのお考えを伺いたい。

○岩尾政府委員 私、手元にいま先生の御指摘になりました家計調査の資料を持っておりませんので、こまかいことは御説明できなかと思いますが、御質問の趣旨に対してはお答えできるのはないかと思います。

まず、勤労者家計におきまして、三十五年から四十年までの間に税金は非常に調整されておるけれども、社会保障負担、おそらくその大半は保険はおかしいではないかという議論でござりますが、これは、先生もよく御承知のように、ここ数

会保障の中には、いわゆる公的な税金をもつてま
かなう面もございまし、また、それぞれ連帶意
識によりまして社会保険によつてまかなうものも

あるわけでございます。そうすると、まず窓口自体が、たとえば国民年金でございますとか、あるいは国民健康保険の七割給付の拡大というようないいことござりますとか、非常に画期的にそういうふた保険負担の面がふえてまいったわけでござります。

でもございましたように、保険におきましては受益者負担という原則がござりますから、したがつて、受ける給付というものがよくなれば、それに伴つて出す負担といふものも上がるることは当然あるんだ、たとえば、国民健康保険におきましては生活保護世帯以外には、軽減はございますけれども免税はないというようなことで、当然受益に對して負担するという形をとられておるわけでござります。そこで、いま申されました家計支出の場合におきましての負担といふものは非常にふえでると思いますが、また、国経全体で見ますと、振替所得と申しますか、国民が受け取る社会保障の利益といいますか、振替所得の面で見ますると、やはりこれに応ずる以上にたくさんの増加というものが三十年から四十年にかけてあるわけでござります。そういう意味で、実際上はこういう形になつておりますが、医療の負担を非常に軽くして一朝有事の際には全部それがカバーができるという体制に持っていくための社会保険の負担といふものはふえてきたということで、そういう受益の面を見ていただきますならば、現下の趨勢といたしまして、日本の社会保障の拡充といふ面から見ますると、ある程度家計支出におきます負担はふえましても、日本は各国に比べて中身が非常にまだ充実しておりますから、それを拡大するためには、ある程度必要ではなかつたかと思ひます。

それから、将来につきましては、これも先生の御指摘のよう、税金を減らしてみても、こっちがふえたんじや何にもならぬじゃないかというお話を、まさにそのとおりだと思います。さらに、将来の国民の負担については、全体の振替所得とい

うもの、あるいは振替支出というものがどういう形で配分をされるべきか、税の面で見るべきか保険料の面でふやしていくべきかということは、これは非常に大きな問題でございまして、私どものほうから言いますと、どうも減税よりも税金をふやしていくだいに社会保障を充実したいというような気持ちもございますが、一方また、社会保険料をどんどんふやして、そして全体の社会保障を充実したらいいじゃないかということで設定いたしております。これは過去におきまするいま申したような社会保障の充実のテンポと同じテンポでございます。御承知のように、過去において、窓口がなかつたものを新しく国民年金をつくるとか新しく国民健康保険で七割給付をやるとかいうような新しい要素があつたわけでございまして、これからは、もう見ておる窓口を広げていくだけでござりますから、そのときに一七%の伸びを見ることは非常に大きな社会保障の充実になるのではないかと思います。そういう意味合いで、全体のシェアに占める意味から言いまして、従来の五、六%から七%を目指として進めていくということでござりますから、そういう面で受益の面也非常にあるかと思いますので、その負担を実際税金で見るか社会保険料で見るかというところは、受益の面も考慮いただいて判断いただければ幸いかと思います。

○ 堀委員 確かに給付されておる内容は上がってきたと思いますが、私は、いまの所得税がこういう形で家計の中で平均的なところではわりに負担が減りつつあることはたいへんいいことだと思っておるのでですが、それで十分だということではありませんが、いいことだと思うけれども、やや社会保障関係費用というもののふえ方がこの間は大き過ぎる。だから、やはりここは、実はいま在外財産の補償問題というのが与党と政府の間で行なわれておりますが、在外財産の補償についても、

必要なものもあるうかと思ひますけれども、この金額は二千億になんなんとするようなものが現在出ておる。しかし、政府管掌健康保険の問題は、一千億あまりの赤字でもたいへんドラステイックな措置がとられようとしておる。そういうほかのものとの権衡を考えてみますと、われわれはやはり、この社会保障費もあまりふえないかっこで、國ももう少し何らかの負担を考えいくといふ方法をとるべきではないのか。ある程度ふえることは、内容と見合つてのふえ方というものなら、ある程度やむを得ないけれども、この資料だけを見ますと、この間のふえ方は非常に著しいふえ方をしておる。せつかく片方で減税しておつても、あまりそれが生きてこない。結局非消費支出は全体としてはふえるのだということでは、われわれ、この委員会で減税を一生懸命やろうといつて、減税だけの面から見ますと何だか減税されれておるというふうな錯覚を持つわけですけれども、こうやって一ぺん家計の中に入つて中身をひっくり返してみると、減税の効果はほかのもので相殺されてきておるというのでは、どうもいかにも当委員会としては残念だという感じがしてならないわけです。

得税とか、そういうものはできつたりますが、全部まとめたものは、まだこれから印刷に回す段

階でございます。

○ 堀委員 私、きょうは数で答えてもらえばけつこうです。大体三十九年までは多少わかるのですけれども、わからるのは三十九年でもいいです。が、最初にお伺いをしたいのは、現在の所得税法で配当控除という制度があります。そこで、三十九年でも四十年でもいいですが、配当控除によつて減収になつておる金額は一体幾らあるか、これで配当控除といつ出していくべきだよ。国税局でも主税局

○ 塩崎政府委員 四十年の実績で見ますと、百六十七億五百万ということになつております。

立つておるはずですが、まず支払い配当の課題による減収、受け取り配当の益金不算入制限による増収額、配当控除率による増収額、差し引き配当軽課による減収額、こういうふうになります。これを昭和四十年でわかれればひとつ……。

○塙崎政府委員 支払い配当の軽減税率は直ちに出来ますが、受け取り配当のはうはちょっと時間をおかしていただきませんと出ませんので、別の問題でもしていただければ、その間に計算をいたします。

りますのは、四十一年十一月の税制調査会の中間答申で、法人税を法人独自の負担と考えたたとえば法人利潤税方式という方向で今後は検討を進めたい、しかしいろいろと問題もあるから、こうなつておるわけです。そこで、これがいま申し上げたのに非常に関係があるわけでありますが、いま非常に問題になつてゐる資本の自由化という問題ですね。この資本の自由化はO E C Dに加盟したときに当然予想されることであつたにもかかわらず、それ以来今日まで政府としてはこの資本自由化対策といふものを何らとられておらなかつたということは、私は政府の怠慢だと思います。ということは、資本の自由化の場合に一つの大きな問題点になるのは、まず日本の企業の持つておる力の問題、日本の企業の持つておる力という点で

金ではないか、こういうふうに思うのです。

そこで、証券局長にお伺いいたしますけれども、昭和四十年の——こまかい法人は外資の問題部はありませんけれども、主要企業で一体資本金は全体の中の幾らのウエートを占めておるか。アメリカ、イギリス、西ドイツでは、同じように資本

○堀委員 私が聞いておりますのは、いまのそ
うます。
○塙崎政府委員 主要企業の範囲をどの程度に置
くかわかりませんが、私どもの税務統計では、法
人全体でございますが、資本金は七兆八千二百十
四億円ござります。そのうちの百億円以上のウ
エートは三四・六%になつております。五十億円
の部分だけを見ますと九・二%、十億円のところで
一八・四%、こんなようなウエートになつております。

○塙崎政府委員 総資本のうちのウエート……。
いうあれではなくて、負債と資本というかうで見ると……。

○堀委員 そうそう。要するに、もちろん自己資本の中には利益積み立て金もあるし、いろいろな要素もあるが、いまよくいわれておる、自己資本も

が二〇%だとなんとかいうことはが盛んに使われておるわけです。主要企業は四十年で二一・六%になつておるわけですけれども、その中身の資本金だけはあるかと小さなわけですから、それを

アメリカ、イギリス、西ドイツを含めて、証券局のほうで、よそに比べて一体日本はどのくらいのところにあるのか、ちょっと答えてもらいたい。

○加治木政府委員 主要企業の統計では、四十年度末、四十一年三月になりますが、総バランス、つまり総資産 総負債と書いてよろしいのですが、

その中に占める自己資本の比率は二二・六%で、さ
いりますが、資本金だけの比率でいいと、一
三・八%というような状況になつております。
各國の比率は、たゞいま手元にありますのはそ
の年度年度の調達の際の比率でございまして、總

バランスに占める比率はございませんが、私の記憶で申し上げますと、大体アメリカあたりで、どこを主要企業といいますか、自己資本比率が六〇%から七〇%という企業が大体七〇%ぐらいになっております。その中で、資本金の比率が二五%から三〇%。内部留保の比率のほうが圧倒的に高い。

日本は、先ほど申し上げましたように、わずか二〇%ぐらいのうちで一三%から一四%ぐらいが払い込み資本であって、負担のかかる資本であつて、内部留保についてはせいぜい七、八%、こういう状況になつております。

○塙崎政府委員　ただいま支払い配当の軽減税、受け取り配当を差し引いた数字が出ましたから申上げますが、四百六十億円というふうに御記憶を願います。

〔三池委員長代理退席、委員長着席〕

○塙崎政府委員　じゃ、私のほうから言いますと、アメリカは、一九六五年には大体総資本六〇・八%、その中に占める資本金は二二%ぐらい。イギリスは、一九六四年で六二・九ですけれども、その中の資本金は二八・七だ。西ドイツは、四一・一、その資本金が二二・一ある。こういうことです。

だから、これで見ますと、実は日本の一三・八というものは全く資本金としても小さい。この一番小さいやつをこれから金のあるやつが来て手に入れようと思えば、これはわけのないことになるのじゃないか。だから、私は、やはり資本自由化といふ問題を考える場合には、どうしても国全体としての方向は——いままあるトータル、さつき主税局長が答弁しましたように大体七兆八千二百十四億というような資本金の総ワクですから、それでいくつけると、いまより少し力が大きくなる。あるいは資本金が大きくなる。しかし、大きくなつてみたところで、向こうでその気になつて外資でのものをさわろうと思えば、簡単にいろいろな問題が起こつてくる条件というものがある。どう

してもやはり、まず第一にわれわれが考えなければならないのは、日本の企業の体質を強化しなければならぬという問題は、まず資本そのものももう少し大きくなればいいかねということです。ところが、いろいろ最近の傾向を見て証券局長にお尋ねをしておきたいのだけれども、資本自体を由化対策ということで、最近企業の持ち合い株がまだふえつてあるということです。この企業間の持ち合い株というのは、これは一体何であるか。ここで七兆八千二百十四億というのは一応払い込み資本金になっているけれども、もし、この中で五〇%のものを法人が持っている。この持っておる分は持ち合いをしておるということになると、これは擬装の資本が七兆あるだけで、ほんとうの意味のネットの資本は七兆ないんだということになると思うのです。たとえば、私の会社がともかく十億の資本金で、そのうちの一億円を毛利物産に持たせる。毛利物産は五億の会社で、ここに株を一億私のところで持つ。両方で一億ずつ持ち合いでいた場合には、現実にはこんなものは意味がないわけですよ。実際にはないと同様なんだ。だから、こういう実情がだんだん推進をされてくるといふようなことは、これは安定株主操作といふことで言われておるけれども、決して私は望ましい方向ではないと思う。

だから、ここで一つ問題になるのは、私がさっきからちよつと触れておりますけれども、日本の法人間の配当の受け払いの関係の問題がそういうことを助長する要因にも税制上なっているんじゃないかなと思う。諸外国の例をずっと調べてみると、要するに、受け取り配当をともかく全部非課税にしておるのはイギリスだけのようです。あとは、アメリカでも八五%を控除する、あるいは西ドイツでは原則としては全部課税する、フランスも親子の会社を別とすれば課税をするんだ。また、カナダは非課税。これはイギリスと似ておる国ですからそうなつておるようですが、イタリアも大体課税をしておるようであります。そういうふうに、諸外国でも実際は受け取り配当といふ

のは課税をたてまえとしておる。幸いにして日本の資本自由化対策等の面から考えてみても、そういう問題がもっと整理されてくるかこうになるとならないといけないのではないか。きのう只松君が問題を提起しました、大法人と中小のものとの格差の中にはこの配当軽課という問題が非常に大きく作用しているということもまたいなめないとするならば、私は、方向としてはどうしても、資本自由化対策というような問題を考えても、税制上でももうちょっとこれに対応できるような方向での税制のあり方というものが少し真剣に考えられなければならないのではないか。同時に、そのことは自己資本を高めるという方向での問題を含めてやはり検討の余地があるんじゃないかな。だから、この場合に、そういう意味で法人実在説にして、法人における負担の限度を明らかにしていくといふことが、当面非常にこの資本自由化対策を含めて問題になるのじゃないか、こういう感じがするわけです。

そこで、税制のあり方として、実在説に向かっていく過程にはいろいろな問題点があるでしょうから、その問題点について大蔵省側から、どういう問題点があるということだけをひとつ先に出してもらいたい。

○塙崎政府委員 もう堀先生の御指摘のとおりでございまして、現在の法人税は非常に問題がありますし、基本的な検討の時期だと思います。その一つといたしまして、法人実在説に基づきますところの利潤税構想と申しますか、ともかくも法人税といふものは法人企業の負担であるといふ一層簡単な思想が基礎になつていてるわけですが、問題点がたくさんございます。

まず第一には、経過的な問題点が中心になるかと思いますするけれども、現在の仕組みを変えることによって株主側が受けるところの影響をどういふうに救っていくかというのがまず第一の問題

であらうと思います。

第二は、支払い配当と留保との税率には区別がございますが、利潤税構想と申しますか、法人利潤税というからには、支払い配当と留保との間の区別がないがすなほな姿であることはもう御

承知のとおりであります。そうなりますと、企業の側にも一つの変動が起る。これが私は大きな問題点だと思います。これをどうするかという問題がござります。

それから、第三には、現在ならば株式取得税の前払いという擬制的な思想から、所得税とのバランスを主として考える。所得税の源泉徴収というのは私はあんまり税率の目安にはならぬと思いますが、シャウブはそれを一つの目安といたします。それで税率を組んだところを、独立利潤税にて税率を組んだところを、独立利潤税をいたします際には、その利潤税の税率の目安をどこに置くかという問題が私は一つ起つてくると思うのでござります。

それから、第四には、先生お気づきのように、

○塙崎政府委員 まあ、法人実在説といつても、いまの制度から移していくわけですから、一ぺんにあしたからどう見えるということにはならぬと思います。ならぬと思いませんから、私はやはり、ここで

百六十七億にのぼるところの配当控除の問題です。この配当控除の問題と、それから、あとで租税特別措置でいろいろ問題になるであります。

それとも、いまの租税特別措置の問題と、二つこ

う並べて考えてみると、源泉所得税の累年比較を見ると、昭和三十五年には配当による源泉所得税というのは三百十六億六千百万円だった。これを指數一〇〇として置いてみて、三十六年には

一三六、三十七年に一五六まで上がったのが、三十八年には一〇一になり、三十九年には九七といふことになってきておるわけです。金額で言えれば、配当源泉所得税は三十五年には三百十六億六千百万円だったものが、三十九年には三百八億四千七百万円と実額で減ってきた、こういうことですね。これが減ってきたのはそれではなぜか。もちろん配当そのものが多少減つておるという問題もありましょう。ありますように、ありますけれども、これはいついたしまして、法人実在説に基づきますところの利潤税構想と申しますか、ともかくも法人税といふものは法人企業の負担であるといふ一層簡単な思想が基礎になつていてるわけですが、問題点がたくさんございます。

この四つの問題点のほかに、大企業と中小企業との間の税率をどうするか、これはいまもある問題でござりますが、こんなような問題がたくさんござります。

○塙崎政府委員 こんなような問題を一つ一つ解きほぐし、さらには、一つ大事なことは、シャウブ税制が企業の経営者にも株主にも全く受け入れられない、社会にとけ込まない今まで来て、経営者に言わせますと配当控除というものが天から降つてわいた恩典である。こんなような仕組みを知らないで配当率は全くそれと関係しなくてきめておるというよう

うなことのないように、法人実在説にいたしましても、どんな税制をとるにいたしましても、もう少し経営者、投資家が理解するためのPRと申

しますか、これが一番大事なことではないか。こ

れがなかなか、専門家の仕事であつて、でき上

がつた後に適用すればいいというような基本の態

度、これが私、最大の問題点だと思っておりま

す。

○塙崎政府委員 まあ、法人実在説といつても、いまの制度から移していくわけですから、一ぺんにあしたからどう見えるということにはならぬと思いま

す。やり方はともかくとして、一番最初に手をつけるのはここじゃないか。技術論としてはどうで

すか、政治論は大臣が来たときにまたあらためてやるとして。

○塙崎政府委員 技術論と申しますか、配当控除がどうしてあるのかという点がなかなか御理解が得られない。国会の税法の御審議の際にも、なぜ二百二十六万五千円まで配当ならば非課税であるかという点を私どもが御説明いたしましても、皆さんわかつたような顔をしていただけない。そこには一番問題があろうかと思います。八幡製鉄あるいはその他の会社の株主が支払ったものとされるべきであることはその他の会社が納めた法人税を、八幡製鉄その他の会社の株主が支払ったものと考へる意識がまだまだないというところに、一百二十六万五千円の問題があろうかと思うのでござります。

それがイギリスのように完全に配当率の中に織り込んでおれば問題ないのですが、もう一つ悪いことは、経営者がそんなものを意識しないで配当率をきめるために、どうも企業のほうが痛んで株主側が偶然的に税制上得をしておるような感じがする。技術論になるかどうかわかりませんが、どうも企業の経営者はいつもその点を文句を言いまして、利子を一割支払うためには一割もうければいい、配当を一割にするためには二割もつけなければなりません、これは私は配当控除を全く考えていないのです。ここを考えてくればいいのですが、二十五年から四十二年まで十七年やつてきまして同じ議論が繰り返されておるところを見ると、どうも不自然なような気がいたしまして、そこに法人税の問題を考えなければならぬと

いう第一の契機があるのではないか、かように思っております。

○堀委員 だから、私が言っているのは、いまの減収額は昭和四十年で百六十七億五百万円、いたした額じゃないわけですよ。だから、さつき私が触れたように、配当の源泉所得税というものが、これは税法やいろいろな問題で減ってきておる。根っこも減つておるだらうけれども、減つておる。それは支払い配当そのものは減つてないのですから、企業が外へ出していい支払い配当そのものは全部出してきているのですから、これは税法上の問題であろうと思うのです。やはり、もしこれを二百万にするとなると、ここで三百億からのものを本来負担すべきものが負担されていない。ほかの利子なりその他の全体のベースから見るならば、当然源泉の問題だつてもうちょっとふえてもいいじゃないか。ふえ方は、「これが二百万になるかどうか別ですが……」。

ちよつと証券局、いまの数字はあれだから、証券局に伺いますが、昭和三十五年と三十九年の支払い配当の総額は幾らと幾らですか。三十七年からはありますね。三十七年は五千三十二億、それで三十九年は六千五百七十四億。だから、三十五年といふのがわかれいいのです。

○加治木政府委員 配当金額で出でおりませんで、三十五年度は配当率が一〇・一%です。資金が主要企業で申し上げますと二兆二千十六億円に対して、配当率が一〇・一%ということです。これを掛け合わせれば数字が出るわけです。

○塩崎政府委員 私のは証券局の発表の数字と違うかもしれません、三十五年は二千八百五十三億円ということございます。

○堀委員 やはり、それで見ると、配当そのものは、三十五年二千八百五十三億、三十九年六千五百七十四億ですから、倍以上になつてゐるわけです。支払い配当は倍になつておるけれども、源泉徴収は三十五年と三十九年では九七に下がつておる。だから、あの総合課税のところはどうなるかは別だけれども、現在はいまの源泉選択をやつ

て要領よくやつてあるから、おそらくあと総合で入つてくるものはそう幾らもないのではないかと思つて、やはりこらもすいぶんいま税法上のメ

リットがきいておるような気がするのですが、どうでしようか。

○塩崎政府委員 その点は、三十七年から源泉税率を一〇%から五%に下げたこの影響でございまして、配当金額は倍になりましたけれども、税率が半分ということになりましたので、三十八年から三十九年に減つておりますのはその関係を示すものだと思っております。

○堀委員 四十年は元へ戻りましたね。四十年の源泉所得の配当は幾らですか。これはちよつと私どこのところでは三十九年までしかわからないのですか。四十年は出ておるのですかどうですか。

○塩崎政府委員 四十年度の配当金の支払い総額は六千七百九十一億円になっております。この種の税収は時期的にはズレもありますので、ぴしゃっと一割になつておりますが、六百八億六千二百円。

○堀委員 わかりました。私ちよつといまの五%以下がつたものを見落としていたわけだが、実は利子のほうがあまり下がつていらないものだから、同じようにこれは五%以下がつてゐるはずなんだけれども、なるほど三十八年には一九七から一八三だから少し下がつてはおるけれども、全体としては三十九年には二一九といふところに利子が来ているものだから、私はうつかりそこの源泉の比率を見落としておりましたけれども、ともかく、順序としては、この配当控除をまずひとつ取つ払うという問題から入つていつたらどうなのか。

○塩崎政府委員 その次にやはりもう一つの問題は、実は法人税法の二十三条の三項の負債利子の処置のしかたでありますけれども、現在の日本の企業は、さつき証券局長も答えたように、実は全部猛烈な負債があるわけですよ。借り入れ金が猛烈にある。そして、借金をしておる者がさらに株の持ち合いをやっておるわけです。これはすでにおかしいわけです。だから、そのことは、裏返せば、金に糸目

はつけていないわけだから、株を買うために借金をしたのではございません。ところが、この千八百二十億の企業をずっと調べてみたら、ともかく全部それを借金を返さないで株を買っておるというこ

とは、やはりこれは負債利子の適用をもつときびしくすべきではないのか、こう思うけれども、國税庁官、これはどうでしょうか。これ、あなたのはうは取るほうだからね。実行上の問題はあなたのはうじゃないですか。

○塩崎政府委員 制度的に、先生のおっしゃったようになります。と申しますのは、全く、おっしゃいましたように、負債利子といいましても金に糸目はついておりませんので、現在のやり方は、株式とそれ以外の資産案分で借金の利子を案分することにいたします。これは不合理だ不合理だと私ども企業のほうからされてしまつたといふべきではないのかな。それで、おのづと自動的に計算する仕組みの結果ではございまく、借金がふえていく。それから設備がふえていくが、そんなような関係で受け取り配当の益金不

算入の額が減少していくという現象を、いつもしかられておるような状況でござります。

○堀委員 それにしてもこれは少ないので、これが、その部分がね。もっと大きくなつていいの

がよくわからないのだけれども、いまの法人税法二十三条三項で増収になつておるのは、四十年度で一体幾らあるのですか。

○塩崎政府委員 約二百六十五億円ばかり、この分だけで増収になつております。

○堀委員 私のほうで見ると、三十九年の受け取り配当は千八百二十六億円あるのです。だから、千

のがわざかに二百六十五億というのは、これは必ずいぶん小さいですね。ところが、この千八百二十億の企業をずっと調べてみたら、ともかく全部非常に多額の負債があるのです。その負債の中身の計算を個々にしているわけではないけれども、全部負債があるのです。だから、私は、いまのこの状態から見ると、これは三十九年だから、四十

年の受け取り配当と、負債利子それから所得の例の四分の一の上積みをするやつ、これとの比率、要するに、受け取り配当の一種の控除といふか、実行上控除になつておる比率といふのは、四十年

も、二割から四割ぐらいは負債利子でかかつておられますから、七割から六割ぐらいが益金不算入になりますから、少しきちんとした処理がされるように、ひとつ皆さん方のほうでもう少し検討してもらいたいとおもなつておると思います。

○堀委員 ちよつといまのは非常に数が動いてはつきりしませんけれども、私は、この点は、もう少しきちんとした処理がされるように、ひとつ皆さんがおつしめの方法で、やはりそつちの思ひの通りです。そういうふうなものがきびしくなつてくるにつれて——まあこの考え 자체は大体擬制説の考え方ではありませんからね。だから、そういうものが前へ出ていくにつれて、やはりそつちの面からだんだん実在の方向にいく、受け取り配当控除の面からもこういく、あつちからもこっちからも攻めのばつていかないことには、この問題といふことは、やはり擬制説といふのはとれておつたといふことは、理論で片づく問題ではなくて、現実のものを積み上げていつたときに、ある時点に来たらどうやら擬制説といふのはとれておつたといふことになるようないき方以外には手はないの

じやないか、私はこういうふうな感じがするわけです。どうですか、そこらは。

○塩崎政府委員 全く御指摘のとおり、負債利子控除自体は、擬制説の考え方では出でまいらないのをございます。私はしばしば言っておるのでござりますが、シャウブ税制の擬制説をいかに不十分にしか受け入れられなかつたかという事例の一例といつしましてこの負債利子控除があると、こう

れを国税庁の申告書につけるというような笑い話があつて、写真屋の所得だけが上がつたというような話があります。

そんなことを考えますと、こういった方向はわが国の税制になじむかどうか、ちょっとこの一人当たりは適当ではないという気がいたしましたので、検討はいたしましたが、私のほうは採用する

ことがいまのところむずかしい、やはりもう少し別の角度で、これはまた今後の検討問題だと思いります。外国の社用消費がやかましいのは、個人所得から出さるべきだという観点が強いから一人当たりの金額が固定されておるのだと思います。もう少し別の角度からも、ときどき新聞をにぎわしまして私どももむずかしい問題にぶつかっておりましますが、そういうよくなわりやすい税務執行の可能なやり方をひとつ考えていかないところの問題は处理できない、こういうふうに考えておりま

す。

○堀委員 ともかく、いま交際費課税の問題で非常に国民からいろいろな意見が出されておりますことは、一般の国民が、要するに自分たちでは処置できないことが、社用に名をかりて特定の者がぎわめて奢侈な行為を行なつておることが問題なんですよ。金の使い方が合理的であるならば、本来交際費というものが損金に算入されてちつともおかしくないと思うのですよ、理論的には。ただ、それに便乗をして、ともかく社用族なるものが目にする行為をやっておることが国民の大きな非難的になつておるわけですから、私は、総額で締め改めることが交際費課税の基本でなければならぬと思う。要するに、減らせばいいんだということではないと思うのですよ。質的に必要なものなら使えばいいのです。しかし、質的に国民の納得のできないものは、たとえば額が少々減つてもこれ

はいかぬのですよ。

だから、問題の提起のしかたが私は少し甘いんじやないかと思うのです。もう少し、ほんとうに国民の望んでおるところは一体何かということを

土台に置いて問題を考え直していくしかないといふ金額が少し減つたからといって、しかし中身はますます国民としては納得のできない行為がふえてきたのではどうにもならないと思うのです。ですから私は、そういう意味で考えていただきたいのです。今度皆さんはたとえばゴルフの法人会費の問題とかいろいろ取り上げられておりましょう。だから、そういう点は、どつちかといったら、まあゴルフの法人会費で遊んでおるやつもよくないけれども、ゴルフなんというのはオープンにやっておることだしするからまだましなほうだ。要するに、酒飲んだり騒いだりしているほうがはるかに私は問題があるうかと思う。だからといって、ゴルフを取るなどと言うんじゃない。取つたらいいのです。取つたらいいのですが、比較対照すると、もつと悪質な、国民が非難しているものがあるから、そのほうをほつておいてその次の段階を处置することでお茶を濁さないようにしてもらいたい。このことは、自民党的諸君もあまり御反対はないだろうと思いませんが、そういう方向で、われわれは乗り切れないのだという点を十分考えてもらいたい

たいということになります。

その次に、同じような、ちょっと特權の問題に關係があつて、まあ、皆さんのほうで安い社宅にいるの交際費にまことに類似した社用家賃を利用課税、これもたいへんけつこうです。要するに、いまの交際費にまことに類似した社用家賃を利用しておるようではあります、これについても、現在の大蔵省側の考え方を御説明願いたい。

○東政府委員 いま各企業の重役さんが社宅とい

うことで入つておられるのであります、その実情を私どものほうでいろいろ調査いたしましたところ、会社所有の住宅である場合もありますが、

そうでなくして、会社が借り上げて、重役をそこに住まわせておるわけであります。その借り上げておる場合に、たとえて申し上げますと、月十万元の家賃を払うようなところを借り上げて、本人から

おかしいではないか、その九万円相当分を会社が経費として損金に落とすということ、これはいかにもその実態から見ておかしいではないかといふことから問題をいたしておるわけでございます。

もちろん、いろいろそういう考え方を徹底的に

おかしいではないか、その九万円相当分を会社が経費として損金に落とすということ、これはいかにもその実態から見ておかしいではないかといふことから問題をいたしておるわけでございます。

法人が負担をしておる、こういったような事例が相当見受けられるのであります。これはいかにも

おかしいではないか、その九万円相当分を会社が経費として損金に落とすということ、これはいかにもその実態から見ておかしいではないかといふことから問題をいたしておるわけでございます。

もちろん、いろいろそういう考え方を徹底的に

おかしいではないか、その九万円相当分を会社が経費として損金に落とすということ、これはいかにもその実態から見ておかしいではないかといふことから問題をいたしておるわけでございます。

法人が負担をしておるわけではありませんが、一体、資本金が百億円以上もある会社がどうしてこれが欠損会社

損金の出でるのがあります。私は中身の個別の

ことを伺うわけではありませんが、一体、資本金が

百億円以上もある会社がどうしてこれが欠損会社

損金の出でるのあります。私は中身の個別の

ことを伺うわけではありませんが、一体、資本金が

○塙崎政府委員 ちよつと時間をかしていただきますれば、業種別に計算いたしましてできるかと思います。

○堀委員 それじゃ時間もありませんから、別の問題をちよつと一つここでやらせていただきます。

大体四月、五月に国税収入が毎年入るはずですね。まだ五月三十一日まで税収は入るわけでしょう。四十一年度収入で五月末までに——私どもの手元にあるのは三月末までしかないので四月、五月がよくわからないのだけれども、四月はもうわかつておるだろうから、それから五月末というのは、きょうが十九日ですからもうちょっとすればわかることです、法律がいまここにかかるといいますから、推計をして五月末には大体どのくらいになるのか、主たる税科目でちよつとお答えを願いたい。

○塙崎政府委員 四十一年度の税収見込みにつきましては、昨年堀先生が予算委員会におきまして非常な予言をされておったこと、私も記憶に新しくところでござります。三月末に、御案内のように大体補正後の予算額に到達いたしまして、なお四月、五月分も若干、その整理のスレだけでござりますが、主として四月、これがネットの増収になつていくわけでございます。

そこで四月、五月分の収入実績を発表でくるかということでおざいますが、いまはまだまだ日銀の日報くらいから推定しながら私どもの数字を固めている段階でございまして、確定た数字を申し上げることはできないのでござりますが、四月、五月で約六百億円、つまり、そういたしますと、先生の予言のごとく、千四百六十億円に六百億円くらい足しますと、やはり二千億円くらいな自然増収があつたというふうにいまのところ推定しております。

○堀委員 六月ごろになれば当然はつきりしますが、私はやりずっとこれまでの資料を拝見をして、大体二千億円は、私が申し上げたとおりに出た。そこで今度はこれから四十一年度ですけれども、私は、どうも最近の経済情勢の推移及び今後

の見通し、少しこまかく弾性値もはじいてみながら名目成長率等を考えみると、やはりこれも少ないままな方になります。

○塙崎政府委員 いつまでもあなたの方も答えるられない問題だらうと思うのでありますけれども、私はちよつと一つ皆さんにぜひお願ひをしておきたいことは、当

然またことしも秋になると人事院の勧告が出てくるわけですね。そこで、ことしはひとつ、去年のようなああいう答弁をしないで済むように、もう少しきちんと詰めた計算を九月、十月ごろにはし

てもらいたいと思うのです。これは、少なくとも

四十一年度の自然増収については私の見通しが當たつたわけですからね。あなた方のほうが負けて

私が勝つたことは間違いない。厳然たる事実で

す。だから、今度は勝負なしにしてもらいたいわ

けです。私の言つたこともあなた方の言つたこと

もほんとうに同じでございましたと、こうなるこ

とが、政府の皆さん方税収を担当する者として、

あるべき真実の姿は一つしかないわけだから、そ

こをこまかく変動を常に計算の中に入れながら

税収見積もりを——要するに、皆さんの税収見積

りもはどうなつていてるか知らないけれども、私は

この間企画庁長官とも少し議論をしたのだけれど

も、経済見通しを一べん出したら出しちばなしと

いうことではだめですよと言つてゐるわけです。

○塙崎政府委員 昨年九月、十月ごろ私どもが申しておつたことは、おそらく九月決算の状況を調べてみないと、自然増収が今後幾ら生ずるかはなかなか言えないということに尽きると思います。

○堀委員 私どもいたしましては、やはり事務的に確実な数字をつかまえたい、こういう気持ちがござりますので、やはり今度もおそらくそんなことを言わざるを得ないと思ひます。

○塙崎政府委員 と申しますのは、私どもは、先生との間ににおいて先生の予言が正しかつたといたしますれば、ど

こが間違つたかといふうに、企画庁がつくりま

す誤差率をここ何年間にわたつて税目ごとにやつ

ておるわけですが、やはり誤差率の最も高

いのは法人税でござります。所得税も三十五、六

年だけ誤差率が非常に高かつたのでござります

が、今年度あたりは幾らもない。それからもう一

つ誤差率の高いのは関税、これはときどき輸入の

見通しを間違えて、決算になつて非常に高くなつ

ている、しかしながら絶対額が小さいのですか

ら、自然増収に占める寄与率といつものが小さ

い。そうすると、結局法人税といつことになりま

す。そうなりますと、やはり九月決算を調べまし

て、また確実なる見通しを聞いてといつことに

ならざるを得ないのでないか、また、そのよ

うに間違えたのが去年でござりますので、

そのあたりがむずかしくてはなはだ恐縮でござい

うだ、その次には、また四半期が動いた結果、あ

とのデータをそろえてまたその先を推計をすると

いうかこになつてくれば、去年のあの時点に

おける大蔵省側の答弁と私の推計とがさほどに差

はなくともよかつたはずだと思ひます。

だから、そこは私は、本年度においては少なくとも各四半期の実績をもとにして、主税局として

も自然増収については流動的な見通しを明らかにしてもらいたいということをひとつ要望したいわけですが、それについての事務当局側の見解を伺いたい。

○塙崎政府委員 昨年九月、十月ごろ私どもが申しておつたことは、おそらく九月決算の状況を調べてみないと、自然増収が今後幾ら生ずるかはなかなか言えないということに尽きると思います。

○堀委員 私は、問題はやはり経済というのではありません。だから、やはり新しい指標を整理しなかつた過ぎるような感じがしますね。

○塙崎政府委員 いまあなた方にいきなり幾らふえるかと言つて

みても、それはあなた方も答えるられない問題だらうと思うのでありますけれども、私はちよつと一つ皆さんにぜひお願ひをしておきたいことは、当

然またことしも秋になると人事院の勧告が出てく

るわけですね。そこで、ことしはひとつ、去年のようなああいう答弁をしないで済むように、もう少しきちんと詰めた計算を九月、十月ごろにはし

てもらいたいと思うのです。これは、少なくとも

四十一年度の自然増収については私の見通しが当

たつたわけですからね。あなた方のほうが負けて

私が勝つたことは間違いない。厳然たる事実で

す。だから、今度は勝負なしにしてもらいたいわ

けです。私の言つたこともあなた方の言つたこと

もほんとうに同じでございましたと、こうなるこ

とが、政府の皆さん方税収を担当する者として、

あるべき真実の姿は一つしかないわけだから、そ

こをこまかく変動を常に計算の中に入れながら

税収見積もりを——要するに、皆さんの税収見積

りもはどうなつていてるか知らないけれども、私は

この間企画庁長官とも少し議論をしたのだけれど

も、経済見通しを一べん出したら出しちばなしと

いうことではだめですよと言つてゐるわけです。

○塙崎政府委員 と申しますのは、私どもは、先生との間ににおいて先生の予言が正しかつたといたしますれば、ど

こが間違つたかといふうに、企画庁がつくりま

す誤差率をここ何年間にわたつて税目ごとにやつ

ておるわけですが、やはり誤差率の最も高

いのは法人税でござります。所得税も三十五、六

年だけ誤差率が非常に高かつたのでござります

が、今年度あたりは幾らもない。それからもう一

つ誤差率の高いのは関税、これはときどき輸入の

見通しを間違えて、決算になつて非常に高くなつ

ている、しかしながら絶対額が小さいのですか

ら、自然増収に占める寄与率といつものが小さ

い。そうすると、結局法人税といつことになりま

す。そうなりますと、やはり九月決算を調べまし

て、また確実なる見通しを聞いてといつことに

ならざるを得ないのでないか、また、そのよ

うに間違えたのが去年でござりますので、

そのあたりがむずかしくてはなはだ恐縮でござい

うだ、その次には、また四半期が動いた結果、あ

とのデータをそろえてまたその先を推計をすると

いうかこになつてくれば、去年のあの時点に

おける大蔵省側の答弁と私の推計とがさほどに差

はなくともよかつたはずだと思ひます。

だから、そこは私は、本年度においては少なくとも各四半期の実績をもとにして、主税局として

しめまして検討をしてまいりたいと思います。

○堀委員 私は、問題はやはり経済というのではありません。だから、やはり新しい指標を整理しなかつた過ぎるような感じがしますね。

○塙崎政府委員 いまあなた方にいきなり幾らふえるかと言つて

みても、それはあなた方も答えるられない問題だらうと思うのでありますけれども、私はちよつと一つ皆さんにぜひお願ひをしておきたいことは、当

然またことしも秋になると人事院の勧告が出てく

るわけですね。そこで、ことしはひとつ、去年のようなああいう答弁をしないで済むように、もう少しきちんと詰めた計算を九月、十月ごろにはし

てもらいたいと思うのです。これは、少なくとも

四十一年度の自然増収については私の見通しが当

たつたわけですからね。あなた方のほうが負けて

私が勝つたことは間違いない。厳然たる事実で

す。だから、今度は勝負なしにしてもらいたいわ

けです。私の言つたこともあなた方の言つたこと

もほんとうに同じでございましたと、こうなるこ

とが、政府の皆さん方税収を担当する者として、

あるべき真実の姿は一つしかないわけだから、そ

こをこまかく変動を常に計算の中に入れながら

税収見積もりを——要するに、皆さんの税収見積

りもはどうなつていてるか知らないけれども、私は

この間企画庁長官とも少し議論をしたのだけれど

も、経済見通しを一べん出したら出しちばなしと

いうことではだめですよと言つてゐるわけです。

○塙崎政府委員 と申しますのは、私どもは、先生との間ににおいて先生の予言が正しかつたといたしますれば、ど

こが間違つたかといふうに、企画庁がつくりま

す誤差率をここ何年間にわたつて税目ごとにやつ

ておるわけですが、やはり誤差率の最も高

いのは法人税でござります。所得税も三十五、六

年だけ誤差率が非常に高かつたのでござります

が、今年度あたりは幾らもない。それからもう一

つ誤差率の高いのは関税、これはときどき輸入の

見通しを間違えて、決算になつて非常に高くなつ

ている、しかしながら絶対額が小さいのですか

ら、自然増収に占める寄与率といつものが小さ

い。そうすると、結局法人税といつことになりま

す。そうなりますと、やはり九月決算を調べまし

て、また確実なる見通しを聞いてといつことに

ならざるを得ないのでないか、また、そのよ

うに間違えたのが去年でござりますので、

そのあたりがむずかしくてはなはだ恐縮でござい

うだ、その次には、また四半期が動いた結果、あ

とのデータをそろえてまたその先を推計をすると

いうかこになつてくれば、去年のあの時点に

おける大蔵省側の答弁と私の推計とがさほどに差

はなくともよかつたはずだと思ひます。

だから、そこは私は、本年度においては少なくとも各四半期の実績をもとにして、主税局として

しめまして検討をしてまいりたいと思います。

○堀委員 私は、問題はやはり経済というのではありません。だから、やはり新しい指標を整理しなかつた過ぎるような感じがしますね。

○塙崎政府委員 いまあなた方にいきなり幾らふえるかと言つて

みても、それはあなた方も答えるられない問題だらうと思うのでありますけれども、私はちよつと一つ皆さんにぜひお願ひをしておきたいことは、当

然またことしも秋になると人事院の勧告が出てく

るわけですね。そこで、ことしはひとつ、去年のようなああいう答弁をしないで済むように、もう少しきちんと詰めた計算を九月、十月ごろにはし

てもらいたいと思うのです。これは、少なくとも

四十一年度の自然増収については私の見通しが当

たつたわけですからね。あなた方のほうが負けて

私が勝つたことは間違いない。厳然たる事実で

す。だから、今度は勝負なしにしてもらいたいわ

けです。私の言つたこともあなた方の言つたこと

もほんとうに同じでございましたと、こうなるこ

とが、政府の皆さん方税収を担当する者として、

あるべき真実の姿は一つしかないわけだから、そ

こをこまかく変動を常に計算の中に入れながら

税収見積もりを——要するに、皆さんの税収見積

りもはどうなつていてるか知らないけれども、私は

この間企画庁長官とも少し議論をしたのだけれど

も、経済見通しを一べん出したら出しちばなしと

いうことではだめですよと言つてゐるわけです。

○塙崎政府委員 と申しますのは、私どもは、先生との間ににおいて先生の予言が正しかつたといたしますれば、ど

こが間違つたかといふうに、企画庁がつくりま

す誤差率をここ何年間にわたつて税目ごとにやつ

ておるわけですが、やはり誤差率の最も高

いのは法人税でござります。所得税も三十五、六

年だけ誤差率が非常に高かつたのでござります

が、今年度あたりは幾らもない。それからもう一

つ誤差率の高いのは関税、これはときどき輸入の

見通しを間違えて、決算になつて非常に高くなつ

ている、しかしながら絶対額が小さいのですか

ら、自然増収に占める寄与率といつものが小さ

い。そうすると、結局法人税といつことになりま

す。そうなりますと、やはり九月決算を調べまし

て、また確実なる見通しを聞いてといつことに

ならざるを得ないのでないか、また、そのよ

うに間違えたのが去年でござりますので、

そのあたりがむずかしくてはなはだ恐縮でござい

うだ、その次には、また四半期が動いた結果、あ

とのデータをそろえてまたその先を推計をすると

いうかこになつてくれば、去年のあの時点に

おける大蔵省側の答弁と私の推計とがさほどに差

はなくともよかつたはずだと思ひます。

だから、そこは私は、本年度においては少なくとも各四半期の実績をもとにして、主税局として

しめまして検討をしてまいりたいと思います。

○堀委員 私は、問題はやはり経済というのではありません。だから、やはり新しい指標を整理しなかつた過ぎるような感じがしますね。

○塙崎政府委員 いまあなた方にいきなり幾らふえるかと言つて

みても、それはあなた方も答えるられない問題だらうと思うのでありますけれども、私はちよつと一つ皆さんにぜひお願ひをしておきたいことは、当

然またことしも秋になると人事院の勧告が出てく

るわけですね。そこで、ことしはひとつ、去年のようなああいう答弁をしないで済むように、もう少しきちんと詰めた計算を九月、十月ごろにはし

てもらいたいと思うのです。これは、少なくとも

四十一年度の自然増収については私の見通しが当

たつたわけですからね。あなた方のほうが負けて

私が勝つたことは間違いない。厳然たる事実で

す。だから、今度は勝負なしにしてもらいたいわ

けです。私の言つたこともあなた方の言つたこと

もほんとうに同じでございましたと、こうなるこ

とが、政府の皆さん方税収を担当する者として、

あるべき真実の姿は一つしかないわけだから、そ

こをこまかく変動を常に計算の中に入れながら

税収見積もりを——要するに、皆さんの税収見積

りもはどうなつていてるか知らないけれども、私は

この間企画庁長官とも少し議論をしたのだけれど

も、経済見通しを一べん出したら出しちばなしと

いうことではだめですよと言つてゐるわけです。

○塙崎政府委員 と申しますのは、私どもは、先生との間ににおいて先生の予言が正しかつたといたしますれば、ど

こが間違つたかといふうに、企画庁がつくりま

す誤差率をここ何年間にわたつて税目ごとにやつ

ておるわけですが、やはり誤差率の最も高

○堀委員 いまのはちょっと前三年くらいにわ
たって、ひとつ百億円以上の欠損会社について、
いまの業種別、それはA、B、Cでも何でもいい
から一応符号をつけてもらって、その前後の関係
がわからなくなりますから、業種別といまのA、
B、Cのような表題でいいから、前後がどうなつ
たかをひとつ資料として御提出をいただきたいと
思います。

私の質問は、これできょうは終わります。

○小委員会 毎回のこの委員会で野党の皆さまのたいへん熱心な御質疑を伺つておりますが、非常に勉強になりました。しかし、やはり立場の違うものもあって、ははあ、なるほどああいうふうにお考えになるかという点も少なくないよう思います。そういう意味で、時間も制限されておりますから、おもなる問題について私どもの立場からお伺いをしてみたいと思います。

毎年かなり引き立った減税をしてきておりますが、その減税がどうも一般の国民に与える印象はひよいと思うのです。まあ理由はいろいろございましょう。野党の皆さんもしっかりとこれを御指摘になつておられましたが、一つは、所得の増加で税法上の減税というのが実質上の減税になつてきていないうこと、それから物価の値上がりで多少の実質減税が食われてしまうような印象を与えておるのではないか。社会保険費などが、これは先ほどもお話をございましたが、内容の充実は確かに進んでおります。しかし、やはり負担するほうの保険費は上がってきてている。それから住民税も、これは所得税と意味が違いますけれども、なかなか住民税が減らない、地域によつてはふえている、こういうような関係で、全体としての減税というものは、どうも私は国民の中にびんときていないうな感じがするのであります。また言わぬほうの例になりやすいと思ひます。マ

イナスのほうは非常に敏感でありますし、また、議論するときにこれを強調する傾向はいなめないだろうと思うのであります。

そういう意味からいって、ことに主税局長なんかは、これは国税庁長官も含めて、いつでも守りをするという立場ではなしに、積極的にこれこれのような条件はあるけれども、全体としては確かに減税になつてているのだ、こういうものをきつちり資料として出して、もう少し私はPRをする必要があると思うのであります、そういう総合的な資料というものをおつくりになつて、これをP

○ 塩崎政府委員 確かに、先生のおっしゃるよう
Rしているような事実がござりますか、あるいは
そういう資料の御用意がござりますか、伺つてお
きたいと存じます。

に、私どもの資料と申しますか、P.R.が不足でございます。所得水準の上昇によって前年より税金がふえたり、あるいは減税があったにもかかわらず税金が減らなかつたという印象、これは私は実質的には減税だと思うのでございます。しかし一方、物価上昇は、先生のおっしゃるように、生計費の苦しさという点から見て、税抜き所得に対するマイナスの要素でございます。それからまた、住民税は御案内のように必ずしも所得税ほど減税はない。しかし、全体相殺してみますと、私の持っている資料では、所得の増加を加味いたしますと、物価上昇を差し引きましても実質的な減税になつてゐる数字を私は持っております。それは、たとえば現在百五十万円の所得の人、

これは夫婦二人でございますが、賃金水準が三十年から一九八〇年伸びておりますから、三十年には七十六万円であったこのときの所得税、住民税あるいは社会保険料、この三つを差し引き、それから四十二年度をおのおのの計算いたしまして、物価水準を加味いたしまして、残りの実所得を出してみると、確かに上昇しておりますわけございまつまらないことでございますので、ひとつ当委員会へも御提出申し上げまして、御判断を仰ぎた

い、こんなふうに考えております。

○小委員会 塩崎政府委員 それから、やはり同じ問題に関連するのですが、この課税最低限度の引き上げといふものは、私はこの四十二年度予算ではかなり大幅にやっておって、財源の乏しい中ではわりあいにできのいいほうの部面ではないかと実は考えております。そこで、この調子でいけば、税制調査会議で八十万円というふうなものをいつておりますが、これは来年は優に到達できる。そこで、これはしそつちゅうはしばしば野党の皆さんからもお話をありましたが、大蔵大臣は例の調子ではつきりしたことと言つていよいよ私の方ではあります。事務的に技術的に読んで、あなたのお立場では、どんな年次計画でいるのかということが一つ。
それから、そういうものをやる場合には、税の体系の中にどういう変化が見込まれるのだということと、非常に簡単な言い方をすれば、直接税と間接税との割合がどうなつていくのかということ。
それからもう一つ、これはたいへんむずかしい問題になるかもしませんが、物価は確かに上昇の率は私は下がってきていると思いますから、物価の前途に対しましても一応の見通しは立つような感じがいたします。しかし、なお相当の率で物価は上がり続けると思いますので、課税最低限度の百万円といふものは、物価の上昇を考慮した場合にはどういう扱いをなさうとしておるのか。言いかえれば、ノミナルの百万円なのかあるいは実質的な百万円なのか、その辺のことともひとつかあわせて伺いたいと存じます。

きまして、長期目標を立てろ、そのときに当委員会で私どもが申し上げておった課税最低限は八十万円でございました。それが選挙という国民の声が最も反映する試練をくぐりますと、百万円以上がついたわけでございます。税制調査会は、この八十万円という課税最低限を三年間に実現する、四十二、四十三、四十四年というくらいなテンポで考えておりましたが、政治の声はもうそれをはるかにこえまして百万円、さらにまた、自民党はこれを四十五年度までに実現するということを公約されておるわけでございます。

いま、その百万円がいつころまでにできるかという御質問でございますが、私どもの大臣は、四十五年度までにこれをやろうと言つておりますが、これをやるにいたしましても、税収は四千二百四十億円ばかり要るわけでございます。したがいまして、この四年間で四千二百四十億円、これは今回の減税を除いたその後でございますが、これだけを捻出してこなければできない、こういうことになります。今年度は平年度千五百億円ばかりの所得税の減税でござりますから、これだけの財源が課税最低限を引き上げるにも要るわけでございます。なお、四十五年度までといたしますと、約七十四万円から百万円として二十六万円、これを三年間で実現するまでに約九万円近く課税最低限を上げていかなければならない、まず約千二百億円ばかり毎年減税財源を投じてもらわなければならぬことになります。ことしは、御案内のように、八百三億円しか減税財源をいただけなかったわけでございます。それは三百億円ばかりの印紙税、登録税、それから租税特別措置の整理合理化、これを財源といたしました関係でございますので八百三億円しかいただけませんでした。そういたしますと、残りの四百億円ばかりの減税財源が、今年度と同じような幅の引き上げをねらっていきましても要るということになりますので、このあたり、私ども非常に苦労しなければならぬことになろうと思ひます。しかし、百万円に対する国民の要望が強いだけに、これは主税局

長にひとつそれをやれということのあらわれだと思いますので、大蔵大臣にもそのことを期待したいわけでございます。自然増収も、おそらく経済政策が効を奏しますれば相当な自然増収が期待できるこの際には、ぜひ優先的に減税に回していただきたいと思います。

それともう一つは、先生の御指摘がありました、他の税目でくふうして、この国民の悲願でありますところの百万円ということを実現できないかどうか、これはなかなか簡単な問題ではございませんが、今回の印紙税、登録税のような苦勞、こんなようなことも十分考えてやってまいりました、しかし無理な増税はいかぬと思うのでございませんが、御要望に沿いまして、できる限り適当なる財源を見つけるよう、ひとつ税制の中であんぱいしたいかのように考えております。

○小峯委員 それから貨幣価値の問題。

○塙崎政府委員 この名目か実質かという問題

は、先ほども御議論がございました、私はこんなふうなことをお答えいたしました。
百万円というものはできる限り早く実現するということ、それから第二には、今後の消費者物価の上昇は、小峯先生の御指摘のように、今までほどでないということで、現在のところ名目か実質かということが詰まってないものである、しかし、御要望は実質のよなことを強く言っておられるよう聞いておりますので、これをひとつ尊重して、こんなような気持ちで税制の改正の方向をつくりたい、こういうふうに申し上げておきました。

○小峯委員 私はやり方によって案外早くできる

といふように、まあ専門家じゃありませんから、

たいへんラフな見方になるかもしれませんから、

あります。なるべく早くやりませんと、いまの貨幣価値の問題が出てまいります。それから国債を

貯めることで、財源を使うということを考え、また、いまあなた

のおっしゃったような税の体系に対する考慮とい

うものを加えていけば、私はやりようがあると思

いますし、また、経済の成長率というものは、も

う正直なところ、日本の今日の財政的な状態からいうと、好むと好まざるとにかくわらず、成長をとめるわけにはいかぬ段階じゃないかと私は見ておるのであります。そういう意味で、これは野党の皆さん熱心なんですから、せめて少しでも早目に、四十五年、四十五年と、あはうの一つ覚えのよなことをおっしゃらすに、事務当局は事務当局で知恵をしほる、そこいらにあなたの方のように有能な事務当局のかいしようがある、こう考えますので、重ねて承っておきたいと思います。

○塙崎政府委員 確かに、おっしゃいますように、百万円の問題が物価上昇で意味がないと言われないように、できる限り早目に実現するよう努めたいと思います。

○小峯委員 それから、中小企業に対する減税といいますか、租税から見た中小企業対策というものは、去年に比べて少し租税のほうからは中小企

業対策は弱まっているような感じがするのであります。一般に企業減税が端へ寄つたからじゃないかと思いますけれども、まあ通り相場で、中小企

業対策は税金と金融だといわれるのですから、その税金の面でことは何ほどのことでしたのか、また、将来あなたの御自身としてそういう意味の政策減税というものをどのようにお考えにならぬか、その見通しを承らしていただきたいと思

います。

○塙崎政府委員 御指摘のよう、昨年は企業減税をいたしましたが、そのうちの七百七十五億円は中小企業のための減税でございました。

今年度は、確かにおっしゃるように、中小企業に對します配慮は去年ほどではございません。しかし、このことは、御案内のように、今年度の減税

が、所得税一般の減税が中心でございましたために企業減税が去年ほどではございません。しか

し、このことは、御案内のように、今年度の減税

が、所得税一般の減税が中心でございましたため

に企業減税が去年ほどではございません。それでも今年度はやはり企業減税がございまして、そのうちで中小企業に対する減税

が百三十億円ばかりござります。そのうちの最大

なつもりでござります。

○小峯委員 完全給与制のお話が出ましたが、あ

のものは、御案内のように完全給与という専従者

の給与のきめ方というふうなものにはかなり問題

がありますし、政令できめなければせぬかと思います。

これは同種、同業種、あるいは自己の費用

における他人労働、こんなところから比較いたし

まして自信の持てる給与をきめていただく、それ

にはひとつそれあたりをしんしゃくいたしました

給与規程というようなものでもひとつつくつていただきますて、税務署との間のトラブルをなくす方法にしたい。ただ、先生が御心配な点は、おそらくそういうむずかしいことをいうと、この問題がまた元も子もなくする、こんなことになりますので、先日もお話をございましたが、届け出についても特段な簡単な方法を講じたい。きょうも、零細企業者給与規程なんというむずかしいことをいわれると、また表現できなくなるというようなお話をございました。しかしながら、将来の方向を考えますと、給与規程があつたほうがいいけれども、まあ簡単なものであり、さらにまた、それが届け出が同時に給与規程となるようなものを考えてはどうかというお話をございました。私は、政令の段階でございますけれども、そのようなやり方も、企業の規模に応じてひとつ幅広く認められるようなことを考えてみたい、こんなふうに考えております。

○小峯委員 関連して銀行局長に少し伺いたいと思うのですが、この間、本会議で中小企業の白書の報告があつて、それに対する質問があり、総理の御答弁もありまして、私もたいへん興味深く聞いたのであります。私は、中小企業の問題は今日ただいま非常にむずかしい場面にぶつかってきていると思うのであります。

その根本的な認識は、安定経済下における中小企業の問題と、成長経済下における中小企業の問題とは、本質的に違つてきている。安定経済下における中小企業問題は、努力のしかた、くふうのしかた、骨の折り方では、大企業に浮かび上がる可能性を相当包藏した中小企業問題、今日のような成長経済下の中小企業問題というのは、働けども働けどもわが暮らし楽にならざり——これは何といつても、経済が成長しますと、自分はぎりぎりでやつているけれども、少し目を転じて大企業を見ると、左うちわで、先ほどお話をありましたように、交際費も十分使う、福利厚生施設も十分やる、それでなおかつゆうゆうと収益をあげて配当している会社が目につく、これはなかなか迫使

いつけないぞ、あいつらとは根本的に違つてくるのだという感じが、成長経済下における中小企業問題の本質だろと私は見ているのであります。違つたことばでいいますと、大企業と中小企業の格差まで成長経済下においては成長する。そこで、簡単に近代化などとおしゃっても、私は、その近代化によってあげられる生産性というものが、中小企業の場合には、非常にリミットがあると思うのであります。非常に平つたい話になりますが、中小の、ことに規模の小さい土建業者が、近代化に名をかりてアースドリルを買う、ブルドーザーを買う。しかし、この小さい規模の土建業者では、その機械を一年間で有効に使い得る日数というものは非常に少ない。大企業は、その機械をいろいろの面に回して使いますから、私はかなりフル稼働をすると思うのであります。そうすると、近代化の名において買い込んだ設備が、中少の場合には、これは土建業者の場合で申し上げましたが、一般的にもアイドルコストとなつてはね返つてくる面が非常に大きいと思うのであります。いわんや、その設備を買う金利について、私はこれは非常に珍妙なことが行なわれておると思うのであります。

法のこととで特に私が主税局長伺いましたのは、実効税率まで少しやくなるような話であります。少なくとも整減税率が中小の法人には適用されております。しかし、金融面では、残念ながら、この金利の上の違いといふものは、私は敢然として存在しておると思うのであります。近代化近代化といふけれども、税負担が初めから違う。やせ馬が鉛を背負って骨格のたくましい馬となりますが、あなたは、この金利の違いに關しまして、御専門の立場からどういうふうにお考えになつておりますか。おそらく經濟的にはこうする以外に方法がないということは、私どもにも一応は読めるのであります。私は、与党でありながら、政府の立場、政府の政策を好意的に見ながる、実はずっと自分自身で疑問を持ち続けている問題でござります。どうぞ御見解を伺いたいと思ひます。

金融が御指摘のような種々な問題点をはらみながら、できる限り円滑に供給されるようにといふようなことを考えていかなければならぬものだと思つております。

その点につきましては、一つは、やはり何といつても、これは政府金融機関等を通ずる補完的な面で、量的に、さらにいま御指摘の金利の点を含んだ質的な面においてこれを補つていくという点は、どうしてもこれは中小金融の場合、重点を置いてやっていかなければならないことだ、こう考えております。さらに、信用保証制度というような制度で信用力を増すということ、これらの点は、いずれも、四十二年度もいろいろ配慮をしておるわけでござりますが、そういうような政府金融機関みずから金融、それから信用保証制度を通じ、中小企業信用保険公庫を通じて信用保証を行ない、それによって信用を得られやすくするということ、そういうような補完を加えて、そして民間金融の面においても、中小金融に関しても、与えられた条件のもとで可能な範囲で、できる限り豊富な資金を低利に回し得るようになると、いうこと、そこいろいろな限界があるのは、全く御指摘のとおりでございます。

ただ、中小企業専門機関といわれます相互銀行、信用金庫等は、これはもともと資金コストが普通銀行よりも高いわけでございまして、非常にその差は大きかつたわけでございますが、近年、ここに二、三年の間、そういう相互銀行、信用金庫といったものが非常に伸びまして、したがつて、資金コストにおいてはかなり顕著に下がってきている、普通銀行の資金コストの低下よりも一そう大きく大幅に低下をしてきており、こういうことで、現在において資金コストの差は、普通銀行と相互銀行と信用金庫との差というのは前より非常に小さくなつてきておる。そういうようない点で、中小企業専門金融機関の中小金融に対する貸し出しについても若干つ改善されてきていく、こういう面、それから今回の景気停滞期等を同じまして非常に中小金融が伸びまして、普通銀

行、ことに都市銀行までも相当中堅企業、中小企業というようなものに対しても金融をやってきていました、こういう面もありまして、全体としての民間金融の条件というのは、まだいろいろ御指摘のような点はあります、従前に比べれば改善されてきている、こうしたことではないかと思っております。

○小室委員 御説明、御懇意でよくわかつたのでですが、ただし、あなたのおっしゃったような政府関係の信用補完を合わせても、私は、中小企業の金利が大企業の金利より安くなるとはどうしても考えられません。問題はそこにあると思う。税法の上では段階的に軽減税率を適用しているのであります。ほかのこと、実効税率の上では接近してきましたけれども、少なくともこれは弱いんだからこれは少し力を加えようという政策をやっているけれども、金融のほうじゃそれをやつていません。

私は、今まで中小企業がそういう条件の中でどうにかこうにかやってきておったのは、人件費が安かったという点だろうと思うのであります。そういうと中小企業の方は横概なさるかもしれません、どうも私は自分で掘り下げて考えてみても、ほかにメリットはなさそうな感じがする。ところが、人件費というものはもう安くなりません。日本の成長経済という方向としては、比較的マイルドに持つてまいる年はあります。成⾧経済方向における労務需要というものはどうしてもねらっていかなければならぬ方向だと思いましょう。しかし、この成長経済という方向はどうしてもねらっていかなければならぬ方向だと思いまます。成長経済における労務需要といふものはどうしても形はきまつてある。どうしても人件費が高くなる。そうすると中小企業のメリットはなくなるのです。本来的に弱いものにそれではどういう力を加えなければいかぬのかということは、これはよほどしっかり考えてもらわなければなりません。そこで、なるほどそれはいま資金コストの点か

らいつても、金融慣習からいつても、そう簡単に金利が下がるとは私は思いません。しかし、そういう方向で少なくとも国会で主張し続けてきたつもりであります。たとえば商工中金なんかでも、

初めは一割以上の金を出しておりました。何とかして利息のかからない資金、すなわち政府の金をほうり込んでコストを下げようじゃないかということを主張し続けてきて、その方向には来ております。しかし、やろうと思えば私はやる方法はあると思うのです。たとえば、造船利子補給などいうような、これは大企業、基幹産業ではありますけれども、そういう考え方を、もうそろそろ真剣に考えていかなければ、中小企業の問題というものは一つの打開策というものは生まれてこない。環衛金融公庫法というものはいろいろ御批評がありますけれども、私は、安い金を思い切って長く使わせるという意味では、中小企業金融対策の本命をついておるものだと考えておるのです。ですから、機関をつくることがないといふ意味ではあります。そういう考え方、言いかえると、経済政策のベースじゃなしに、プラスXの政策というものを立てなければ、中小企業問題といふものは片づかないのだということを私は非常に強く感じておるのであります。重ねて、どうでござりますか、その辺の御意見を承りたいと思います。

○満田政府委員 中小金融全体といたしまして、先ほどお答え申し上げましたが、政府金融機関等の施策に限つてこれを見ました場合におきましては、近年、量的にも毎年必ず二〇%以上ふえてきている、こういうようなことであります。それから金利の点は、四十年以降三回にわたって、商工中金も御指摘のように九分何厘かからいま大体八分四厘程度のところまで下がつておる、こういう状況でございます。そこで、なおこれからさらに将来の金利の水準というようなものを考えまして、

金利全体としては、長い目には、大企業も含めて全体の金利がやはり下がっていく方向である、短期的には、あるいは経済情勢によつてまた上がる方向で少なくとも国会で主張し続けてきたつもりであります。たとえば商工中金なんかでも、いろいろなことであつても、全体の方向は下がつていく、そういう場合に、政府金融機関等の条件等については、民間の金融における金利の低下をさらに一そく上回つて金利が下がるようになると、いうような配慮をして、今後とも財政投融資の面で努力をしていくべきものだと考えております。

○小室委員 お立場もありましよう。あまり深追いしてはいかぬように思いますが、次に、もう一回税特別措置というのは、先般来野党の皆さんから悪玉の標榜のように言われておる。しかし私は、これに少し角度をかえて、やはり国民経済的な機能を果たすいろいろな面があるだらうと思うのであります。確かに御指摘のようなことで私は反発はいたしませんけれども、一面だけ見て考えちゃいけない。この辺に私たちの立場というものはあるわけであります。そこをすなわち弾力的にこの特別措置を新設したり改廃することで景気調節の意味が果たされはせぬだろうか。御承知のとおり、近代財政政策の中のフィスカルポリシーというものが盛んにやかましく言われております。去年、四十一年の予算ではこの線がややはつきりしたと思うのですが、ことしは、率直に言つて少しほけておるような気がします。しかし、フィスカルポリシーというのは、国债だけではなく、基準金利で申し上げれば、九分であつたものがいま八分二厘といふところまでは下がつてきておるわけです。商工中金も御指摘のように九分何厘かからいま大体八分四厘程度のところまで下がつておる、こういう状況でござります。

○塩崎政府委員 もう全く御指摘のとおりの感覚を私も持っております。

確かに、租税の原則としての負担公平の原則は古典的なものであり、最も基礎であるべきでござりますが、しかし、何といつても、租税も経済成長に役立つべき社会的な制度でございますから、原則との調和をはかりつつ種々の政策措置を講ずることは、私は当然許されると思うわけでござります。

○塩崎政府委員 もう全く御指摘のとおりの感覚を私も持っております。

御案内のように、外国でもこの制度は、最近のようすに世界的に経済成長の競争が激しくなつてまいりますと盛んに取り入れておるところでございまして、先生はおそらく頭の中には、アメリカのやつた一九六三年以来の投資税額控除がこの不況に脱出した大きな契機であった、こんなことを頭に置いておられると思うのであります。現在は過熱の危険は停止しておりますが、また再び復活する、こんなことがアメリカで言われておることはもう御案内のとおりでござります。私は、こういった経済成長のためのインセンティブとしての御論議をここで願わなければならぬと思うのであります。もちろん、負担公平の原則は忘れてはなりませんけれども、そういった意味では、私は方かよく知らぬのですが、こういう陳述を行なつております。これは全体の一部分でござります。財政の彈力的運用についてルール確立を急ぐべきだと思うが、特別償却制度の活用、法人税の延納と利子税の上げ下げによる税制の景気調整機能を生かす方策を導入したことはわが国初めてのもの

でもあり、効果が期待され、妥当な措置であると、これはたいへんほめられておる。あなた方は久しぶりでほめられたのじやないかと思うのですが、こういう見方をなさつておる点は私は同感だと思います。

○塩崎政府委員 もう全く御指摘のとおりの感覚を私も持っております。

御案内のように、外國でもこの制度は、最近のようすに世界的に経済成長の競争が激しくなつてまいりますと盛んに取り入れておるところでございまして、先生はおそらく頭の中には、アメリカのやつた一九六三年以来の投資税額控除がこの不況に脱出した大きな契機であった、こんなことを頭に置いておられると思うのであります。私は、こういった経済成長のためのインセンティブとしての御論議をここで願わなければならぬと思うのであります。もちろん、負担公平の原則は忘れてはなりませんけれども、そういった意味では、私は方かよく知らぬのですが、こういう陳述を行なつております。これは全体の一部分でござります。財政の彈力的運用についてルール確立を急ぐべきだと思うが、特別償却制度の活用、法人税の延納と利子税の上げ下げによる税制の景気調整機能を生かす方策を導入したことはわが国初めてのもの

限り少ないほうがいいし、また、入れましても、経済的に敏感なのは個人ではございません。やはり経済的に敏感なのは企業でございますから、企業税制の中には相当思い切ったこんな措置を入れる、しかも、先生いまおっしゃいましたように弹力的に改廃する、必要がなければ勇敢にやめていく、しかし、必要があればまた勇敢にやっていくというような考え方を採用していくべきではない

今回、景気調整措置としての特別償却制度、あるいは延納制度、まさしく、先生おっしゃったような意味で採用しているのであります。ただ、まだもの足りない。特別償却が一部のものであり、延納制度というものは、延納するという特殊な機能であるということになりますれば、今後いたしましても、もう少し広い角度から、いま先生のおっしゃいましたように、経済調整のための、あるいは景気調整のための、あるいはフィスカルポリシーとしての租税政策を考えていくべきではないか、かのように考えております。

○小峯委員 たいへん意を得た御答弁でござります。私は、フィスカルポリシーというのは、国債があり租税がある、それから財政投融資、これが御承知のとおり一般会計の四八%をこえる大きな額になつております。この財政投融資というのは、もとがきまして、その技術的な集計で評価できているような面もあるのであります。私の、租税の弾力的運営の部面と財政投融資の実際的なコントロール、こういうものがむしろこれから財政運営の上に非常に大切になると思うのであります。この財政投融資はあなたの所管じゃないと思いますが、いまあなたのおっしゃったような線で、いまの税制の中に、先ほど大学の教授の御指摘がありました。そのほかにそういう芽が出てきていると思われるような点をひとつ列挙してみてくれませんか。

○塩崎政府委員 先般、私どもの大臣が申されました。先生も御指摘のように、こういった好況時代と申しますか、景気過熱とまではいきません

にいたしましても、好況時代に、法人税の減税は避けていくのがフィスカルポリシーのあらわれである。しかしながら、それよりも、資本自由化を力的に改廃する、必要がなければ勇敢にやめていく、しかし、必要があればまた勇敢にやっていくというような考えを採用していくべきではない

ことは、もう万人の認めているところだと思うのか、こんなふうに考えております。

今回、景気調整措置としての特別償却制度、あるいは延納制度、まさしく、先生おっしゃったような意味で採用しているのであります。ただ、まだもの足りない。特別償却が一部のものであり、延納制度というものは、延納するという特殊な機能であるということになりますれば、今後いたしましても、もう少し広い角度から、いま先生のおっしゃいましたように、経済調整のための、あるいは景気調整のための、あるいはフィスカルポリシーとしての租税政策を考えていくべきではないか、かのように考えております。

○小峯委員 たいへん意を得た御答弁でござります。私は、フィスカルポリシーというのは、国債があり租税がある、それから財政投融資、これが御承知のとおり一般会計の四八%をこえる大きな額になつております。この財政投融資というのは、もとがきまして、その技術的な集計で評価できているような面もあるのであります。私の、租税の弾力的運営の部面と財政投融資の実際的なコントロール、こういうものがむしろこれから財政運営の上に非常に大切になると思うのであります。この財政投融資はあなたの所管じゃないと思いますが、いまあなたのおっしゃったような線で、いまの税制の中に、先ほど大学の教授の御指摘がありました。そのほかにそういう芽が出てきていると思われるような点をひとつ列挙してみてくれませんか。

○塩崎政府委員 先ほど来申し上げております景気調整措置が弾力的に運用する一つでございます。しかし、いま申しましたように、非常に範囲が限局されている、いま先生がおっしゃいましたが、もう少し広く種々の制度をやっておりますが、これは日本でどこまで実現できますか。アメリカあたりでは定率償却の限度を抑えまして、不況の時代には償却の範囲を大きくする、特別償却のみならず、普通償却まで弾力的に運用するような仕組みをとっています。

にいたしましても、好況時代に、法人税の減税は避けていくのがフィスカルポリシーのあらわれである。しかしながら、それよりも、資本自由化を力的に改廃する、必要がなければ勇敢にやめていく、しかし、必要があればまた勇敢にやっていくというようなことを考えると、これが与える影響は控えた今日、企業の体質を強化すべきだというございます。それには税制も一つの武器といたしまして役立つということも当然考えられる。そこで今回とりましたものは、開発研究の奨励措置といたしまして、試験研究費を前年同期よりもふやした企業にはボーナスを与える。試験研究費の支出を大いに奨励していくという政策をとつておられます。これは資本構成を是正したならばそれに對しましてボーナスを与えると同じような思想か

ら、研究費の支出が多くなるほど税金が軽くなる、こんな仕組みをとつています。前年同期よりふやしました金額の四分の一を税金から控除する、こんなようなことも租税特別措置としての新しい考え方としての新設だ、こういう気がいたしました。

○小峯委員 御答弁が少し違うと思うのです。私は、弾力的に運営のできるそういう租税の一つの体系といいますか、その中の萌芽、芽のようなものがありますか、あなたは全体を考へいかれる前に——いまはまだ不十分だと思ひますよ。しかし、こういう芽を育てていけば、弾力的な政策をとる一つの指標になり得るというようなことの見当がついていらっしゃいますかということをお伺いしたのです。

○塩崎政府委員 先ほど申し上げております景気調整措置が弾力的に運用する一つでございます。しかし、いま申しましたように、非常に範囲が限局されている、いま先生がおっしゃいましたが、もう少し広く種々の制度をやっておりますが、これは日本でどこまで実現できますか。アメリカあたりでは定率償却の限度を抑えまして、不況の時代には償却の範囲を大きくする、特別償却のみならず、普通償却まで弾力的に運用するような仕組みをとっています。

みをとつておりますが、私どもの見るところ、現在日本の企業の体質では、そういった基本的なもの、たとえば、そのほかに法人税の上げ下げといたしましても、好況時代に、法人税の減税は避けていくのがフィスカルポリシーのあらわれである。しかしながら、それよりも、資本自由化を力的に改廃する、必要がなければ勇敢にやめていく、しかし、必要があればまた勇敢にやっていくというようなことを考えると、これが与える影響が大きい、結局特別償却あるいは延納制度で今回はございません。それには税制も一つの武器といたしまして役立つということも当然考えられる。そこで今回とりましたものは、開発研究の奨励措置といたしまして、試験研究費を前年同期よりもふやした企業にはボーナスを与える。試験研究費の支出を大いに奨励していくという政策をとつておられます。これは資本構成を是正したならばそれに對しましてボーナスを与えると同じような思想か

ら、研究費の支出が多くなるほど税金が軽くなる、こんな仕組みをとつています。前年同期よりふやしました金額の四分の一を税金から控除する、こんなようなことも租税特別措置としての新しい考え方としての新設だ、こういう気がいたしました。

○小峯委員 御答弁が少し違うと思うのです。私は、弾力的に運営のできるそういう租税の一つの体系といいますか、その中の萌芽、芽のようなものがありますか、あなたは全体を考へいかれる前に——いまはまだ不十分だと思ひますよ。しかし、こういう芽を育てていけば、弾力的な政策をとる一つの指標になり得るというようなことの見当がついていらっしゃいますかということをお伺いしたのです。

○塩崎政府委員 先ほど申し上げております景気調整措置が弾力的に運用する一つでございます。しかし、いま申しましたように、非常に範囲が限局されている、いま先生がおっしゃいましたが、もう少し広く種々の制度をやっておりますが、これは日本でどこまで実現できますか。アメリカあたりでは定率償却の限度を抑えまして、不況の時代には償却の範囲を大きくする、特別償却のみならず、普通償却まで弾力的に運用するような仕組みをとっています。

みをとつておりますが、私どもの見るところ、現在日本の企業の体質では、そういった基本的なもの、たとえば、そのほかに法人税の上げ下げといたしましても、好況時代に、法人税の減税は避けていくのがフィスカルポリシーのあらわれである。しかしながら、それよりも、資本自由化を力的に改廃する、必要がなければ勇敢にやめていく、しかし、必要があればまた勇敢にやっていくというようなことを考えると、これが与える影響が大きい、結局特別償却あるいは延納制度で今回はございません。それには税制も一つの武器といたしまして役立つということも当然考えられる。そこで今回とりましたものは、開発研究の奨励措置といたしまして、試験研究費を前年同期よりもふやした企業にはボーナスを与える。試験研究費の支出を大いに奨励していくという政策をとつておられます。これは資本構成を是正したならばそれに對しましてボーナスを与えると同じような思想か

ら、研究費の支出が多くなるほど税金が軽くなる、こんな仕組みをとつています。前年同期よりふやしました金額の四分の一を税金から控除する、こんなようなことも租税特別措置としての新しい考え方としての新設だ、こういう気がいたしました。

○小峯委員 御答弁が少し違うと思うのです。私は、弾力的に運営のできるそういう租税の一つの体系といいますか、その中の萌芽、芽のようなものがありますか、あなたは全体を考へいかれる前に——いまはまだ不十分だと思ひますよ。しかし、こういう芽を育てていけば、弾力的な政策をとる一つの指標になり得るというようなことの見当がついていらっしゃいますかということをお伺いしたのです。

○塩崎政府委員 先ほど申し上げております景気調整措置が弾力的に運用する一つでございます。しかし、いま申しましたように、非常に範囲が限局されている、いま先生がおっしゃいましたが、もう少し広く種々の制度をやっておりますが、これは日本でどこまで実現できますか。アメリカあたりでは定率償却の限度を抑えまして、不況の時代には償却の範囲を大きくする、特別償却のみならず、普通償却まで弾力的に運用するような仕組みをとっています。

なるほど、働く者にぎりぎりまで税金がかかるべきで、利子や配当で居食いする者に税のかかり方が薄いという御批評はございました。しかし、私は、この問題はただ公平の原則からだけ見るべきものじゃなしに、たとえば利子課税というものをああいう扱いをいたしますと、本来、金というやつはどうももぐつたり、裏街道を動こうとするやつでありますから、こういうものを正常な金融市場に引っぱり出すという意味がかなりあるように思は思います。たとえば、もしほうっておけば非常にきつい税率がかかって、個人所得と合わせて累進でもたくさん取られるようになりますと、宝石でも買おうじゃないか、あるいは、あまりよからぬ手形の売買、このいろいろなものがはやっているようになりますが、そっちに金が回つたり、いろいろにやはり金が災いをするような感じがいたします。しかし、ああいう特別な措置で金というものが正常な金融市场に泳ぎ出していく、これは個人に対する公平、不公平の批評だけでなしに、国民経済的成长経済をまかなう上から私は大切な問題だと考えておりますし、配当なども同じような意味で、なるほど個人的には批判されるべき点もあるかもしれませんけれども、ああいう形できっぱりと利回り計算ができる形にしておくことが、機関投資家といふものがはつきりそろばんをはじきながら有価証券を持つことができると思うのであります。私は、政府のお立場が、これは貯蓄を奨励するためだと言いつつ切つておられましたが、なぜもつと広い角度で政府の皆さんはそういう点に触れないのだろうとのであります。私は、こういう方法で、配当に対する特別措置で有価証券市場の流れといふものがかなり正常的なものになっておるし、増資が行なわれやすい条件をつけておると、それだけ成長経済をまかなってきたと考えておるのであります。すなわち、この利子と配当に対する特別措置は、単に個人所得の観点からの公平、不公平でなしに、全体として機能的に、国民経済的に、成長

経済政策的に見ることの意味がかなり大きいのではないかと考えますが、お二人ともそれぞれの立場で私に対する見解をお聞かせ願いたいと思います。

○滝田政府委員 わが国経済が、外国の経済に比べてみた場合に著しく貯蓄の割合が高い、これが、とにかくこれだけの経済成長をさせてきた一一番大きな力になっているというふうに私ども考えております。そして、そういう貯蓄の場合に、税制がどういう作用をするかというのは、なかなかむずかしい、分析して分けるのに非常にむずかしい問題であります。個人の所得の伸び、可処分所得の伸びとの関係、それと税制の変化との関係等の的確なる分析ができかねるという面がございまして、どこまでが税制の作用であるか、どこが所得の伸びによるのかというような、貯蓄の増加分の中のその分析というのは非常にむずかしい、したがって、計数的にどういう点に税制の効果があらわれているかということは申し上げにくいわけではありません。しかし、貫して、戦後二十七年からあります、現在の分離課税という制度をつておりまして、そのことが有形無形に貯蓄に影響を与えていたことは、何としてもこれは否定ができないということだと思います。経済成長の上にそういう意味を十分考えていかなければいけない、税制上の負担公平といふ問題と、そういう貯蓄の重要性といふ国民経済的意義と両々かね合わせて考えていかなければならぬ問題ではないか、そういうふうに考えております。

○志場説明員 御指摘のとおり、経済発展、経済活動のない手たる企業によりまして資金が重要な生産資材でございまして、その供給が、直接金融たると間接金融たるとを問わず、円滑に豊富に提供されるということですが、欠くべからざる経済成長、発展のための要素になるわけございます。資本の自由化といふものが日程にこうして通じてどういうかまえを御準備なさつていらっしゃいますか。その辺のお見通しを伺つておきたいと思います。

○志場説明員 いま検討中のむずかしい、広範な問題でございますが、実は、証券の立場から申しますと、証券業界といふ、一つの資本市場の発動の分野を直接になっております業界におけるいわゆる自由化という問題と、さらに各業界を通じての資本調達の場でありますところの資本市場といふものの自由化の問題という二つの面がございまるうことは一般に考えられると思います。

ただいま銀行局長のほうから貯蓄心理に対する影響といふことについてお話をあります。そこで、同感でございますが、私ども、さらに証券とお立場で私に対する見解をお聞かせ願いたいと思います。

○滝田政府委員 わが国経済が、外国の経済に比べてみた場合に著しく貯蓄の割合が高い、これが、とにかくこれだけの経済成長をさせてきた年に、企業の財務体質の改善、強化ということと伴ながら経済成長のための経済活動を営んでいくというこのためには、やはり自己資本の是正と申しますか、資本構成の是正という観点からする現在の直接金融対間接金融のいわばアンバランスの状態を、もう少し直接金融的な面が適当な程度に成長するようにならに望ましいことだという観点を持っております。さような観点から、労働者に対する全体としましての絶対的な税負担の点と、個別の貯蓄形態の果実から生ずる、その貯蓄形態に対する税負担のバランスにつきましては、いろいろ程度の問題もあるうかと思いましては、いろいろ程度の問題をもつておられますので、これはいましばらくの段階でとれるようにしていただきたいといふのが、私どもの観点とするところでございます。つまり直接、一番御関係の深いのはあなたの方のお仕事ではないか、というような感じがするのであります。資本の自由化といふものが日程にこうしてやはり直接、調査官に統いて少し伺つてみたいのですが、資本の自由化という問題に関連すると、やはり直接、一番御関係の深いのはあなたの方のお仕事ではないか、というような感じがするのであります。資本の自由化といふものが日程にこうしてやはり直接、一番御関係の深いのはあなたの方のお仕事ではないか、というふうに考えております。

確かに、資本の自由化といふものが日程にこうしてやはり直接、一番御関係の深いのはあなたの方のお仕事ではないか、というふうに考えております。

○小峯委員 調査官に統いて少し伺つてみたいのですが、資本の自由化といふ問題に関連すると、やはり直接、一番御関係の深いのはあなたの方のお仕事ではないか、というふうに考えております。

○志場説明員 いま検討中のむずかしい、広範な問題でございますが、実は、証券の立場から申しますと、証券業界といふ、一つの資本市場の発動の分野を直接になっております業界におけるいわゆる自由化といふ問題と、さらに各業界を通じての資本調達の場でありますところの資本市場といふものの自由化の問題といふ二つの面がございまるうな点から、しかも御指摘のとおり、貯蓄と経済成長、発展のための要素になるわけございます。さような観点からは、税負担に對して非常に敏感なわざでございまして、税制が大きな影響を持つであ

めの基盤をまずここに求めたいということから、銳意新免許制への移行につきまして慎重な、しかも相当決断をもつた態度で臨んでおるというのが現状でございます。

○小峯委員 あなた方の資料で、外資による日本の会社の株式取得の最近の傾向がわかりますか。

○志場説明員 ただいま手元に用意してまいりましたが、現在は制限業種一〇%まで、未制限一五%まで、日銀の窓口でチェックしているわけでございます。現在の上場されております、あるいは発行されておりますわが国の株式全体の価格に對します。約九兆余りあると思いますが、それに対する外国人所有の割合というのは、全体としては、若干のペーセンテージに達するという程度のきわめて微量なことだと承知しております。

○小峯委員 資料を一べんつくってみてください。

それから、傾向としてどうですか。あまり変わりませんか。ここ一年くらいの間に変化らしいものはありませんか。制限はありますけれども、食指を動かすということがあえてきているのじやないかというような気がするのです。

○志場説明員 市場の動向につきましてしかと記憶しておりますが、たまたまここ数年、まあ二、三年でございますが、わが国の証券市場は御案内のような状態でございまして、これを将来に對する買いどきだという判断ももちろんあつたかと思いますけれども、何さま、国内の市場が非常に沈滞し、またそれが立ち直つておりません状態で、これは私の推測になつてはなはだ恐縮でございますけれども、このところ、きわ立つた従来に對する変化はないのじやないか、かようになっております。

○小峯委員 銀行局長にひとつ伺いたいのです。が、金融市場が少し変わつてしまふのか。ここ十日くらいから少し金融の情勢が変わると、うきさしが出てきておるよう私はずつとお思ひます。

それからあの手この手の国债、政府の保証債、こういったようなことで、コールのレートが少し変わつてきているように思いますので、あなたの見込みとして、ここ数カ月の金融市场といふものをお見込みとして、どうごらんになつておりますか、伺つておきたいと思います。

○澄田政府委員 現在のところの状態、私の見ておりますところでは、まだ急速に変わることでなしに、これから六月に入りますと、四月、五月と、御案内のように財政は大体ゆるむ月でございます。今度は暫定予算の関係等もありまして、それから経済全体が上昇過程にあることともあります。昨年に比べればゆるむ度合いが少なかつたわけがありますが、それでも、コールは一時、三月に一厘上がりましたものが昨年の水準、無条件物一錢六厘、翌日物一錢五厘というところに戻りまして、現在その状態で推移しておりますが、先行き金融が詰まる、六月に入りますと、当然財政も揚げになりますし、例年非常に金融が詰まる時期でございますので、そこへ予想される資金需要というものを見まして、金融機関として先に備えている、そして、全体としては先行き詰まるという気がます。そういう含みを持つて全体が動いている、そういうのがいまの状態ではないか、こう思うわけであります。

いま御指摘の、変わってきているとおっしゃるような点はそういうことではないかと思われるのですが、その一つのあらわれは、債券相場といふところにもあらわれております。これは、これから先の債券消化というものを考えた場合に、金融機関としては、そのときに一方資金需要も多くなるということになりますと、その競合関係から、いま手持ちの債券、まあ金融債などでございますが、そういうものを売つておきたいといふことがあって、売りが出て、全体の値が下がつてきている、こういう状態であります。昨年来ずっと売りは続いておったのですが、最近に至つておきますと、フィスカルボリシーというような面をまず除いて考えましても、当然債券の消化といふような面に金融引き締めが密接な影響を持ってくる、そういうことになりますと、当然債券の発行等の時期的調節といふようなことも必要になつてきます。

こういうような面がございまして、全体としてこれまでの金融情勢といふものの先を考えて、金融機関としてはそれを備えて手当でもし、また今後の予想もしている、こういうような面は否定できません。この間に今後の資金の需要状態期でございます。この間に今後の資金の需要状態というものは、一時想像されましたよりはわりありと本格的な資金需要が出るところまではいかず、そういう予想をされながらも、じりじりと少しずつふえながらも、それほど急増するということはならないというようなところで、微妙な段階ではございますが、この先、金融としては、そういうような資金需要の動き、それから債券の消化状況というようなものも十分に注意をしていかなければならぬ、そういう段階である、かようになります。

○小峯委員 もう一問伺いますが、先ほど来私はフィスカルボリシーということを盛んに言いましたが、金融の立場で、ルールといいますか、方式といいますか、どういうものを御準備になつておりますか。いままでと変わらない——たいへん失礼だが、行き当たりばったりということなのか、何ほどかずつ体系づけて景気の調整をしていく、こういう意欲を金融政策の中に織り込もうとなつておりますのか、その辺の御準備はいかがですか。

○澄田政府委員 なかなか大きな重大な問題でございます。当然、国债の発行をいたしておりますし、従来の金融でござりますと、金融引き締めといふことは、それだけを切り離してやつて十分やれました。その判断もそのときの情勢でもつて判断をして公定歩合の引き上げをする、こういうことがでござります。ただ、そのときの情勢でもつて判断をして公定歩合の引き上げをする、こういうことがあります。

まず、国税庁長官、たいへんお忙しいようですから、次長もいないのでたいへん疲労こんぱいの局に一、二お尋ねをしておきたいと思いますが、きょうは所得税、法人税、相続税を中心にして法案審査でありますから、できる限りその範囲内から逸脱しないように質問をいたしたいと思います。

○三池委員長代理 武藤山治君。

○武藤(山)委員 まず、大臣が出席する前に事務局に一、二お尋ねをしておきたいと思いますが、きょうは所得税、法人税、相続税を中心にして法案審査でありますから、できる限りその範囲内から逸脱しないように質問をいたしたいと思います。

まず、国税庁長官、たいへんお忙しいようですから、衆議院と参議院と分けて、確定申告を出さない者がたいへんおるような報道で、私などは大蔵委員ですからまじめに申告したら、五百億円以上で載つておるのはそうはおらぬので、たいへん地主でも目について、一体、国会議員というのはどうしているのか、あまりにも税金のことについておきますが、その大蔵委員がたいへんおらぬので、衆議院と参議院と分けて、確定申告を出している数をちょっと教えていただけませんか。

○泉政府委員 衆参両院を通しまして現議員の方が七百三十五名いらっしゃるわけであります。そのうちで五百七十六名の方が申告をされており

ので、その問題については指摘をしたいと思います。

それからもう一つの言い分は、配当を禁止しているのであるから法人税は取るべきでないという議論がありますが、この点はいかがですか。

○塙崎政府委員 これは法人税の基本的な仕組みにも関係いたしますが、法人税といふものは発生した利益に課税するわけございまして、それが処分されようが、配当されようが、どうしようが、関係しないのが法人税でございます。

○武藤(山)委員 しかし、財團法人の場合には配当ができない。しかも、院長、理事長の賞与も税務署の課税が非常にうるさくて認められない、否認されている例が非常に多いわけです。

そこで、彼らの主張は、われわれは法人であつても配当は認められない、上から押しつけられ、賞与も否認され、おまけに税金だけはごっそり取られるというの、いまの公益的な性格から見てどうも不合理ではないか、けしからぬではないか、こういう陳情を私は受けているわけであります。当然やはり税金は取るんだ、こういう見解をとり続けるわけですね。

○塙崎政府委員 医療法人の公益性の問題にも關係いたします。公益性をしんしゃくいたしまして、税法上の特例を設けるならそれなりの法律上の手当があつてしかるべきだと思いますが、手当がない以上、利益が留保されようが、配当されようが、それに関係しないというのが法人税のたてまえでございますが、ちなみに、同族会社も配当よりもむしろ留保ばかりというのが実情でございます。

○武藤(山)委員 こういう医療法人の場合には行為計算否認という行はなわれないのが当然だと思いますが、どうして行為計算否認が行なわれるのか、その根拠をひとつ明らかにしてもらいたい。

○塙崎政府委員 同族会社の行為計算否認の根拠は百三十二条でございまして、同族会社には文句なくございます。そのほかに三以上の事業所を有

もございません。所得は、一般的な社会常識、企業の会計慣行、これによってきまる、それから当然出でることでございます。

○武藤(山)委員 そういたしますと、私のところに陳情にきてる例は、いま主税局長の主張する行為がありましたときに、やはり経済人としての見地から見まして、不合理な値段がつけられたり、不合理な契約があつたり、あるいは不合理な値段の売買がありました際には、これは何も同族会社でなくとも、税の仮装であるということで否認されることがあることは、何も医療法人のみならず、大会社についても、たとえば大会社の役員が大会社の社宅を簿価で安く引き受けましても、やはりこれは時価で払い出したと見る、したがいまして、帳簿価格と時価との差額は、私どもは認定賞与とするということを広くやっています。

これは同族会社の行為計算否認以前の、法人税上において古くからあるたてまえだ、こういうふうに了解しております。御指摘の点がもしそういうふうな事例を伺って、どういった場合に否認を受けたか伺いまして、お答え申し上げたいと思います。

○武藤(山)委員 それでは、きょうは一時間半と低限の推移でございます。

戦前の課税最低限と現在の課税最低限をいまの貨幣価値にインフレートして提示を願いたい。そういう計算ござりますね。なまのままの数字では比較してもあまり意味がありませんから、まず戦前、昭和九一年を現在の貨幣価値にインフレートして、独身者の場合は課税最低限幾らになるか、ひとつお示し願いたい。

○塙崎政府委員 もう戦前の絶対金額は御存じのとおりでございまして、ちょっと、はなはだ不勉強で、昭和九一年と現在との貨幣価値のデフレーターを持ち合わせておりますので、さつそく照会いたしまして正確なところを申し上げます。

○武藤(山)委員 これはもう法人税法上は所得計算原理の当然のことだと思います。

企業利益といふものは、どういうふうに計算されるかといえば、やはり企業は資産は時価で売れる、そうして帳簿価格との差額が利益である、こういった企業利益の計算理論あるいは課税所得理論、これからきておると思います。所得という定義は、御案内のように、所得税法にも法人税法に

いう覚悟で來るものですから、日銀の統計やら、全然持たずに来たのですが、概算でどのくらいになりますか。

○塙崎政府委員 消費者物価はなかなかむずかしいかと思いますが、卸売り物価で見ますと、四十一年の九月で三百五十七倍となつております。私の感じだけでは大体四百倍くらいではないかと思うわけで、そこからきておると思います。

○武藤(山)委員 そういたしますと、私のところに陳情にきてる例は、いま主税局長の主張するような不合理な取引があつた、あるいは時価と帳簿価格との差がはなはだしくあつた、そういう場合でもない限り、否認されるることは財團法人の場合もあり得ませんか。

○塙崎政府委員 具体的な事例も御指摘いただけませんので非常に答えていいでございますが、その事例を伺って、どういった場合に否認を受けたか伺いまして、お答え申し上げたいと思います。

○武藤(山)委員 それでは、きょうは一時間半と低い限りでございまして、扶養親族に対する考課は非常に少なかつたのでござります。

○武藤(山)委員 夫婦子供三人でなく、独身者で少し議論をさせてもらいたいと思います。

独身者は、当時、いまの金に換算すると六十万円まで税金がかかる。現在は、昭和四十二年の改正ベースで見て、幾らから税金がかかりますか。

○塙崎政府委員 昭和四十二年分で二十六万七千六百二十二円、平年分で二十八万一千四百三十円でござります。

○武藤(山)委員 大蔵大臣、いまかけつけたばかりでさつそく質問をするのはちょっと失礼とは思いますが、いま塙崎主税局長にこういう質問をしました。

昭和九一年當時の課税最低限は独身者は幾らか、それをいまの貨幣価値で換算をした場合にどうななるだろうかと聞いたわけです。そうしましたら、独身者の場合は、いまの金にして六十万円、子供三人夫婦の五人家族で七十五万円、當時のものをいまのインフレートしたものに計算をした結果してみると、そういうことだというのです。もちろんそれは卸売り物価の大体倍率で計算をしたという大ざっぱな数字です。いずれにしても、当たりとも遠からずの数字なんでござります。そうしてみると、戦後二十年を経過して、もはや戦後ではない。先進国の仲間入りをし、日本はもう一

等国の五本の指の中に入ると言われるほどになつたと大臣はいつも——水田さんはあまりそういうことは言わなかつたのですが、池田さんはたいへんそういうことを自慢話に言いふらしたわけあります。ですが、そういう点から比較すると、現在の二十六万七千六百二十二円の課税最低限というのは、これは独身者の場合ですよ、どうも戦前、九一一年並みと比較しても、あまりにも低過ぎがです。

○水田国務大臣 当時の国税の中で所得税がどれだけのウエートを占めておったかといいますと、いまのようなことであります。で、それといまの比較したら、いまの課税最低限はまだ低いといふことは言えると思います。

○武藤(山)委員 どうもいまのは、大臣、ちょっと主税局長の入れ知恵で答弁したのでしようが、夫婦子供三人の家族は当時千八百七十五円まで税金がかからなかつた。それが現在、今度は四十二年度ベースでは七十一万一千円までかからなくなつたのですから、これはやや戦前並みです。標準世帯はやや戦前並みの課税最低限といえるのですよ。ところが独身の場合には、六十万円にすべきところが二十六万七千円というのは、あまりにも聞きがあるのではないか。もちろん、それは當時の独身者が有利だったのだ、当時の独身者の課税が非常にゆるやかだったといえればがれになるかもしれませんよ。しかし、それにしても、戦前、九一一年と比較して六十万と二十六、七万円とではあまりにも差があり過ぎるから、独身者に少しまのそれは過酷ではないか。独身者に対する課税最低限をもつと引き上げていいのではないか、こういう感じがするわけであります。大臣、どうでしょうか。

○水田国務大臣 これはだんだんに引き上げるべきものだと思っております。

○武藤(山)委員 だんだんに引き上げるという、これも抽象的な答弁で、答弁にならぬわけであり

ますが、それでは、まあそういう議論をしていると先へさっぱり進みませんから、次へ移りますが、本年の独身者の課税最低限の引き上げによって、最低税率に計算した場合、税額で年間幾ら減りますか。

○武藤(山)委員 大体課税最低限度かすかのところを見て、去年とこととを比較した場合に二十二万円から二十六万円になった、この四万円を引き上げることによって、最低税率で計算をした場合には、一体幾ら減税になるか。

○塙崎政府委員 いろいろなケースがありますが、基礎控除と給与所得控除の四万円引き上げがありまして、これは四分の三だけ働くことになります。これに対しても、最低のところでは八・五%の税率が整減されることになりますし、一方、税率が八・五%から九・五%、〇・五%上ります。この分は十五万円に対する〇・五%でございますから五百円くらい重くなる、その差し引きが税負担の軽減、これが最低限度のところであろうと思いますが、もう少し詳細な御質問がいたければ、なお補足していきたいと思います。

○武藤(山)委員 私が言いたいのは、かりに今度の課税最低限の引き上げが独身者の場合四万七千三百円、前年と比較して今度引き上げになるのは。それをかりにうんと有利に、主税局の答弁やすい有利な計算をして一〇%の税率を見ても、税額で四千七百三十円、そうすると、一ヶ月にしことは四百円税額が安くなる。ところが、実際の納税者は、その分は所得が上昇するから、おそらく絶対額の税額は去年と比較して減らないと思ふのですね。所得はふえますから。だから、負担感という点では、これはきのうの永末さんの税痛ではない、こういうことは言えると思うのです。しかし、私が言いたいのは、負担感が減らないどころ

ではなく、一ヶ月四百円くらいの減税にしか当たらないとは、これはもう独身者もさることながら、それより上の人は当然でしょうが、独身者の場合に特に例をとつて言うと、全然減税の恩恵を受けないという感じを持つだろう、こういうことを言いたいのです。

○塙崎政府委員 おっしゃる意味は、独身者のどの程度の階層の人といふことでございましょうか。

○武藤(山)委員 おっしゃる意味は、独身者のど

うか。

○塙崎政府委員 の程度の階層の人といふことでございましょうか。

○武藤(山)委員 大体課税最低限度かすかのと

ころで見て、去年とこととを比較した場合に二十二万円から二十六万円になった、この四万円を

引き上げることによって、最低税率で計算をした場合には、一体幾ら減税になるか。

○塙崎政府委員 いろいろなケースがありますが、基礎

控除と給与所得控除の四万円引き上げがありまし

て、これは四分の三だけ働くことになります。こ

れに對しても、最低のところでは八・五%の税率が

整減されることになりますし、一方、税率が八・

五%から九・五%、〇・五%上ります。この分は十

五万円に対する〇・五%でございますから五百円く

らい重くなる、その差し引きが税負担の軽減、こ

れが最低限度のところであろうと思いますが、も

う少し詳細な御質問がいたければ、なお補足し

ていただきたいと思います。

○武藤(山)委員 私が言いたいのは、かりに今度

の課税最低限の引き上げが独身者の場合四万七千

三百円、前年と比較して今度引き上げになるの

は。それをかりにうんと有利に、主税局の答弁し

じになりますか。

○水田国務大臣 四百円がわずかだと言ふんです

が、四百円は、従来納めておる税金の半額になる

。それをかりにうんと有利に、主税局の答弁し

じになりますか。

○武藤(山)委員 大体、大蔵大臣がそういう感覚

だから、自民党は東京都知事選でも負けるし、自

民党は都会でだんだんだん票が減っていくん

じやありませんか。やはりそういう国民の負担感

についてどう政府が、自民党が国民の声にこたえ

るかという姿勢をとらないと——これはよそその党

のことですから私がこんなことを言う必要はない

んであります。政府は国民からだんだん人気を失つて、自民党的退化を来たすのではないかと私は思うのです。社会党はそんなこと言う必要はない

ことだらけで、持つておらを負かしてみろと言うかもしませんが、そういう国民の負担

感というものから見ても、あるいは絶対額の減税

から見ても、あるいはまた戦前の課税最低限との比較から見ても、いまの減税はまことに小幅であ

る。なぜもっと大幅減税ができなかつたか、大臣にひとつ答えてもらいたい。

○水田国務大臣 私どもがしょっちゅう言つておりますように、課税最低限をできるだけ上げて、

最低生活費に税をかけないという原則をもつと貫

きたいと思っておりますので、問題は、どれくら

いの所得から税を取るかと、いうことが問題でござ

ることでござります。

○武藤(山)委員 適当であろうがなかなかうが、大臣、戦前の課税最低限のとり方が間違つておる

ことです。だから、少なくとも独身者月収三万円ま

でくらいは国税は取らない、そのくらいな——特

に独身者の大半は、高校卒業しておそらく勤務

三、四年くらいの若い人ですよ。特に職場に入ったばかりで、洋服もほしい、くつも新調しなければ

省の腹づもりはたいへん低くて、政府・与党は一千六百億円を要求をしたいと言ふ。また団体は六千億円をほしい、こう言うわけありますから、これはまた、今までのような合わせて二で割るようなことになるのじゃなかろうかと見ておつたのであります。どうも大臣、大体との程度出そうか、政府側に、あるいは自民党案にどのくらい近づけようかという腹づもりもここではまだ発表できぬという状況のようであります。

こういう問題についても大蔵大臣としてはきつとした態度で臨みませんと、先ほどの減税の問題もある、公債発行の問題もある、かかるに一方ではこうだという印象を国民に与えることは、また政府が人気を失う一つのもとなると思いますので、その辺は、大臣に十分御検討の上で願いたいと思うわけであります。

次に、こまかい今回の改正の個々の問題に

ちょっと触れたいと思うのであります。今回の

税制改正の中で、配偶者控除及び扶養控除の適用

条件を緩和する、こういう改正があるわけがあり

ます。妻の内職やパートタイムの収入に対する限

度額を引き上げようということになりますが、大

蔵大臣御存じですね。

○水田国務大臣　はい。

○武藤(山)委員　収入にして幾らまで妻は今度扶

養家族として認められる限度額としてありますか。

○水田国務大臣　給与ならば大体二十万五千円、

月給にして一万七千円前後のものまではかけない

ということであります。

○武藤(山)委員　月給にして一万七千円までの妻

の収入は扶養家族として認める、限度額としてこ

れを認めていこう、非常にけつこうな改正だと思います。

そこで、ちょっと不公平な取り扱いになりはしないかと思うのは、事業関係の妻が事業収入を得た場合はどうなるか。その場合は所得として十万円なのか。給与収入だけが二十万五千円の収入と

いうことになるのか、その辺はどうですか。

○塩崎政府委員　認められます。

○武藤(山)委員　事業の場合でも二十万五千円ま

では認められる、それは間違ひありませんか。

○塩崎政府委員　この改正のねらいからいたしま

して、配偶者あるいは扶養親族が働いて得た所得

は、一定限度まで扶養控除あるいは配偶者控除の

適用要件の中に入れよう、こういうことでござい

ますので、事業関係の収入の場合にも当然それが

らこの所得は十万円という範囲の中に数えられる

ことになっております。つまり、資産所得がまず

はずされている、こういうふうにお考えになって

いだいていいかと思います。

○塩崎政府委員　そういたしますと、パートタイ

ムとか、あるいは下請のおばさんとかいう純粹

の、何も道具を必要としない内職と、いろいろあ

るわけですねこれに該当する収入の源泉という

のは。そこで、まず、大蔵省の規定しようとする

内職収入という場合の収入の種類とは、一体どう

いうものを一応考えておられるのですか。

○塩崎政府委員　昨年もすいぶん御論議いただき

まして、内職とは何ぞやという御質問がありまし

て、私は目を白黒したことがあります。それで、「廣辭

林」を引っぱってみましたが、なかなか納得のい

く定義が見当たりません。そこで私どもは、配偶

者あるいは扶養親族が得る所得を金額で検討をし

ております。その関係で事業収入も当然入ります

し、いろいろの勤労性の所得は当然その中にに入

る、こういうところで判断していただくしかない

と思います。つまり、学校の先生がはたして内職

であるかどうかわからない場合でも、たとえば、

先ほど大臣が申されましたように二十万五千円の

範囲内ならば、この配偶者控除の適用要件の中に

合致する、こういうことでございます。

○武藤(山)委員　そうしますと、具体的の一例とし

て、おやじが国鉄につとめている、あるいは教員

をしている、女房の名前で農業をやっている、そ

の収入が年間二十万五千円程度であったとする。

その場合に妻の扶養控除というものは認められる

かどうか。

○武藤(山)委員　認められます。

○水田国務大臣　そういたしてけつこうでござい

ます。

○塩崎政府委員　私はちょっと不合理に思ふ

ます、これは税額で六千円だったのが今度は七万円

になるということは、一番下のほうの税率適用の

低收入の場合には、たとえば七万円の九%の税率

低收入の場合は、たとえば七万円の九%の税率

持しておりましたのは、先生のいま言われました低額所得者に有利に、高額所得者に不利にという点が第一、さらには付隨的税額控除のねらいからそうしておったわけでござります。しかし、先ほど来申し上げておりますわざりにくいといふ点が第一、さらには付隨的なこととも思いますが、いつも、税額控除などありますと、毎年減税のある場合に障害者の団体あるいは寡婦の団体から、扶養控除が引き上がる、基礎控除が引き上がる、配偶者控除が引き上がる、ことに配偶者控除が一番やかましく言われ、税額控除の六千円の据え置きはどういうことかといふことを言われます。しかしこれは税額では、単純に引き上げることも、減税の際にはなおさらないのであります。これは寡婦の方々、障害者の方々のことを考えますと、やはり費用もふえることでございますから、同じような減税をする理由もありと見えられます。そこで、今度は七万円といたしまして、障害者控除、寡婦控除の所得階級分布を見てまいりますと、先生の心配されるほど所得者は上のほうにはほとんどいない。問題は、老年者控除があつたわけであります。老年者控除も同じく税額の六千円でございましたが、これは所得控除いたしますけれども、ここで堀先生いつも御議論の場合に、バニシング・イグゼンブションと申しますか、上のほうにはこういった控除が必要ないという御主張もございますので、老年者控除を受ける満六十歳以上の方々はたくさんおられます。ことに相手な所得者におられますので、こういった方にはこの所得控除は適用しないということで、私どもはいま武藤先生の御心配の点をひとつ避けたつもりでござります。

障害者の寡婦の方々は、これはやはり所得の性質

持しておりますのは、先生のいま言われました低額所得者に有利に、高額所得者に不利にといふことは、寡婦の団体から、扶養控除が引き上がる、配偶者控除が引き上がる、基础控除が引き上がる、ことに配偶者控除が一番やかましく言われ、税額控除の六千円の据え置きはどういうことかといふことを言われます。しかしこれは税額では、単純に引き上げることも、減税の際にはなおさらないのであります。これは寡婦の方々、障害者の方々のことを考えますと、やはり費用もふえることでございますから、同じような減税をする理由もありと見えられます。そこで、今度は七万円といたしまして、障害者控除、寡婦控除の所得階級分布を見てまいりますと、先生の心配されるほど所得者は上のほうにはほとんどいない。問題は、老年者控除があつたわけであります。老年者控除も同じく税額の六千円でございましたが、これは所得控除いたしますけれども、ここで堀先生いつも御議論の場合に、バニシング・イグゼンブションと申しますか、上のほうにはこういった控除が必要ないという御主張もございますので、老年者控除を受ける満六十歳以上の方々はたくさんおられます。ことに相手な所得者におられますので、こういった方にはこの所得控除は適用しないということで、私どもはいま武藤先生の御心配の点をひとつ避けたつもりでござります。

障害者の寡婦の方々は、これはやはり所得の性質

から見て、そういう若干の欠陥がありまして、この際、わかりやすい見地、あるいは将来の立場から所得控除に改めようとする次第でございます。

○武藤(山)委員 しかし、主税局長、これは最低の税率適用の所得者と、あるいは中ランクのところにいく人の不公平、不均衡といふものは、これはどう理屈をつけても隠せないとと思うのです。

そこで、やはりこの制度をより合理的にするには、最も税率の低い、たとえば、下のほうの二段階ぐらいの所得金額のところは十万認める、あるいは十三万にするとか、それより上の場合はもう一段階、三段階にするのが、より公平な、より合理的な改正じゃなかろうか、こう思うのであります。

○塙崎政府委員 確かにそういった改正は可能でございます。しかし、基本的には、たとえば、基礎控除でもどんな所得層にも控除していることを考えますと、特に障害者控除あるいは寡婦控除を目的のかたきにしなくもないような気がいたします。

さらにまた、障害者控除、寡婦控除の所得階級分布を見てまいりますと、先生の心配されるほど所得者は上のほうにはほとんどない。問題は、老年者控除があつたわけであります。老年者控除も同じく税額の六千円でございましたが、これは所得控除いたしますけれども、ここで堀先生いつも御議論の場合に、バニシング・イグゼンブションと申しますか、上のほうにはこういった控除が必要ないという御主張もございますので、老年者控除を受ける満六十歳以上の方々はたくさんおられます。ことに相手な所得者におられますので、こういった方にはこの所得控除は適用しないということで、私どもはいま武藤先生の御心配の点をひとつ避けたつもりでござります。

障害者の寡婦の方々は、これはやはり所得の性質

人が障害者の場合ということで障害者を目のかたきにしなくてもいい——私はそういう意味ではありません。しかし、家族に障害者がいる場合を頭に置いて質問している。ここらが食い違つていただから目のかたきにすることばが出たのでしょうか。そういう点からいえば、これは合理的な改正ではない。

しかし、あなたは、合理的でないけれども、簡素化のためにはやむを得ないんだ、こうおっしゃるから、それはそれでいいとしても、とにかく、改正する場合にはそういう点の配慮も少々してしかるべきではなかろうか、こういう注意をひとつ申し上げておきたいと思うであります。

次に、大臣の時間がありますから、もうあまりこまかい点を聞いている時間がありませんが、寄付金の問題について、特にいま政治資金規正法の改正問題、公職選挙法改正特別委員会などで非常に脚光を浴びている時の問題ですが、これは大蔵委員会に大いに関係があるわけであります。特に法人税、所得税には寄付金の規定があるわけでありまして、今回の改正にもこの寄付金の問題に手をついているわけでありますから、ちよっとお尋ねをいたしたいのですが、主税局長、いま一年間の法人の寄付金で損金控除された金額というのは、大体どのくらいになるものですか。

○塙崎政府委員 寄付金の金額は、四十年統計で三百億円でございます。いまのうち否認の割合がわかりませんので、ちょっと調べてまいりますが、ともかくも、三十年が二百九十八億九千百万円、三十九年が三百十三億五百万円、四十年が三百億三千万円、こういった数字を示しております。

○武藤(山)委員 しかし、それは局長、本人が障害者の場合の議論はそうでしようね。しかし、家族が障害者の場合でも、いままでは六千円でしょう。今度は七万円でしょう。そうするやついくほうが簡素化の趣旨にも合うような気がいたします。

○武藤(山)委員 しかし、それは局長、本人が障害者の場合でも、いままでは六千円でしょう。今度は七万円でしょう。そうするやついくほうが簡素化の趣旨にも合うような気がいたします。

○塙崎政府委員 ちよっととその前に、先ほど留保いたしました数字を申し上げます。

三百億円のうち、損金不算入をいたしました益金に算入いたしましたのは六十三億八千六百万円でございます。

○水田国務大臣 かりに政治献金をとつてみると、一般の寄付と同じに扱われて、寄付金優遇の範囲内でやられる分はそれでかまわないということがあります。いま問題は、政治資金規正法にからんで、それとは無関係に、政治献金は、もう事のいかんにかかわらず優先的に無税に

人があつたときには、もう右翼に寄付をしようが暴力団に寄付しようが、政界に出そうがどこへ出そうが自由なんです。

○武藤(山)委員 推計と申しますか、計算がなかなかむずかしいでございますが、四十億円程度と見積もられております。

○塙崎政府委員 三百億円のうち約四十億円が公益法人あるいは学校、赤十字、そういう社会公共のため、教育文化向上のための寄付である。そうしますと、あの二百六十億円が特別に指定しない寄付、これはもう右翼に寄付をしようが、暴力団に寄付しようが、政界に出そうがどこへ出そうが自由なんです。

○武藤(山)委員 その中で指定寄付、たとえば学校や赤十字や公益法人、そういうものに対する大蔵大臣の許可をとっている寄付、それはどれくらいいあるわけですか。というのは、政治献金とのからみ合いで、それを分けないと確実な数字が出ないわけです。

人が障害者の場合ということで障害者を目のかたきにしなくてもいい——私はそういう意味ではありません。しかし、家族に障害者がいる場合を頭に置いて質問している。ここらが食い違つていただから目のかたきにすることばが出たのでしょうか。そういう点からいえば、これは合理的な改正ではない。

しかし、あなたは、合理的でないけれども、簡素化のためにはやむを得ないんだ、こうおっしゃるから、それはそれでいいとしても、とにかく、改正する場合にはそういう点の配慮も少々してしかるべきではなかろうか、こういう注意をひとつ申し上げておきたいと思うであります。

次に、大臣の時間がありますから、もうあまりこまかい点を聞いている時間がありませんが、寄付金の問題について、特にいま政治資金規正法の改正問題、公職選挙法改正特別委員会などで非常に脚光を浴びている時の問題ですが、これは大蔵委員会に大いに関係があるわけであります。特に法人税、所得税には寄付金の規定があるわけでありまして、今回の改正にもこの寄付金の問題に手をついているわけでありますから、ちよっとお尋ねをいたしたいのですが、主税局長、いま一年間の法人の寄付金で損金控除された金額というのは、大体どのくらいになるものですか。

○塙崎政府委員 寄付金の金額は、四十年統計で三百億円でございます。いまのうち否認の割合がわかりませんので、ちょっと調べてまいりますが、ともかくも、三十年が二百九十八億九千百万円、三十九年が三百十三億五百万円、四十年が三百億三千万円、こういった数字を示しております。

○武藤(山)委員 その寄付の中で大蔵大臣の認可を受けた指定寄付、それから指定寄付でなくして、もう自由に寄付できる三十七条の前段の規定と二種類あるわけですが、いまのは指定寄付をはずした一般の寄付ですか。

○塙崎政府委員 これは法人企業が支出いたしました寄付金全体でございます。

で、そういう扱いができるかできないかということについて、私どもはそういう政治献金を特別に扱う税制というものはできないという方向でいまやつておるのでございますが、こういう点もこれからいろいろ出てくる問題でございまして、そうでない、従来の政治献金の扱い程度なら、私は差しつかえないのじゃないかというふうに思つております。

○武藤(山)委員 もらうほうだけ規制をして、くれるほうについての規制といふものは税法でやる以外に、いまの場合なかなか方法がないのです。やはり法人税法三十七条の改正——所得稅法のほうには一般寄付の限度が所得の三%程度で切つてあるから、そう無制限に寄付できないのですよ。

ところが、法人税法だけは抜け穴があつて、資本金の千分の二・五と所得の百分の二・五の合計額、その半分までどこへ寄付してもいいのですね、指定がないのですよ。ところが、個人の場合のほうは、なかなかそうはいかぬ。指定があるわけです。大蔵大臣の認可のあるところへでも出さないと。それもしかも限度がきちっと出ている。ところが、いまの政治資金規正法でこれからやろうというのは、個人の寄付はどうだ、認めれる、法人のほうはやめようというのですから、どうしてもこれは税法をいじる以外にないと思うのですよ。

だから私は、大蔵大臣は、税法をいじらなければならぬなあというような感じをお持ちになつておるのではないか。それを、全然受け入れ側だけ規制すればいいじゃないかという大臣のいまの答弁は、どうも大臣としてちよつとうかつのようですね。大臣としても幾らかは考えておるのじゃないですか。

主税局長、いま、十億円以上の資本金の会社は全國に幾つありますか。
○塙崎政府委員 私どもの統計では、十億円以上

の資本金の会社は、十億円から四十九億九千九百万円までが百十、百億円以上が百十二、合計九百

六十二でございます。

○塙崎政府委員 私の即算で間違うかもしませんが、二百五十万円でございます。

○武藤(山)委員 いまのは十億円で一億円しか所得がなかつた例ですね。ところが、資本金百億円、五十億円の会社が日本には二百以上もあるわけですね。ですから、資本金百億円の会社となると、所得が合わせて十億円も出た、二十億円も出たという場合にはたいへんな寄付ができるわけですね。

○塙崎政府委員 これが、一年間に自民党に寄付された金額、それから派閥に寄付された金額は、大きさっぱに見てどれくらいだと認識されていますか。

○武藤(山)委員 大臣、まだ寄付金についてあまり御関心がないからそういうことを平氣で言えるのあります。一年間に自民党に寄付されると、その金額が官報にちゃんと記載されています。ばくは名前をあげるのは失礼になるけれども、大臣、大きさっぱに見て、一年間どのくらいになると思いますか。

○水田国務大臣 まあ、おっしゃってください。

○武藤(山)委員 それは選挙のある年には、私が

ずっと調べた三回の選挙では、合わせて七十億円になりますよ。選挙のない年でも大体三十億円く

円、だからそのベースでいた場合には、一年合計すると二億四千万円寄付ができるわけです。八幡製鉄一社で二億四千万円ですよ。だから、これを政界や、ひどいのは官報を見ていると右翼団体にまで金を出しているわけです。私は、こういう

限度はこの辺で見直しして、この限度そのものをここらでひとつ再検討をする必要があると思うのですが、大蔵大臣の御見解いかんですか。

○水田国務大臣 私どもの聞いております寄付金は、そう政治資金がおもじやなくて、もういままで、この団体にはこれだけ寄付するとか、実績もござりますし、新規の要望がありますし、こういふものを割り振つて年にどれだけの予算をとるかということです。各社の係がもうできておるといふのが必要だというようなことで、これに苦しんでおるというのかいまの実情だと私は思いますので、そういう意味で、いまの寄付金が要らないもの

を出しているというふうに簡単には言えない問題があろうと思いますので、やはり一応検討はする時期であろうと思いますが、そういう意味で、

簡単に、いまの寄付金が多く出過ぎているというふうにも、実情から見たら私は言えないのじゃないかという気がします。

○武藤(山)委員 それは大臣、まだ寄付金についてあまり御関心がないからそういうことを平氣で言えるのあります。一年間に自民党に寄付されると、その金額が官報にちゃんと記載されています。ばくは名前をあげるのは失礼になるけれども、大臣、大きさっぱに見て、一年間どのくらいになると思いますか。

○武藤(山)委員 まあ、おっしゃってください。

○武藤(山)委員 それは選挙のある年には、私が

ずっと調べた三回の選挙では、合わせて七十億円になりますよ。選挙のない年でも大体三十億円くらいになりますよ。派閥まで来ているのをずっと

合計すると。これは商売上、そんなに必要な寄付じゃないじゃないですか。寄付は相当の限度がなければ——商取引上、会社経営上必要な寄付金だ

というけれども、この限度、資本金の千分の二・五と所得の百分の二・五を合わせた半分認めると

所得がない場合、所得が出なくて資本金だけ百億円だったという場合でもこの寄付は認められるの

で、一度、大臣、いまの実情をちょっと頭に思い浮べてもらつて御回答願いたいのですが……。

○水田国務大臣 まあ、検討はいたします。

○武藤(山)委員 大臣、その言い方が気に入らぬ。「まあ」というのはどうですか、その「まあ」というのをひとつ取つて、「検討してみましょ

う」と言い直できませんか。「まあ」というのはどうですか、これは時間は切れないという意味ですか。やりたくないけれどもしょがない、質問され、約束の時間の五十分になつたから、もうそろそろ終わるだらうからというような気持ち

で「まあ」を入れられたのでは困ります。どうですか、検討を約束できますね。検討をしてみると、約束の時間の五十分になつたから、もうそろそろ終わるだらうからといふふうで終ります。

○内田委員長 次回は、来たる二十三日、火曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとして、本日はこれにて散会いた

します。

午後四時五十一分散会

付の体制に税制を直すか、あるいはこの限度額を

資本金別にパーセントをもつと減らすとか、何とかの手をつけなければ、いまの政治資金規正法のほうで幾ら騒いでも、出すほうの寄付が自由だ

といふことじや、これは歯どめにならぬじやないですか。

○武藤(山)委員 大臣、もうそろそろ主税局長に命令して、真剣にこの再検討をすべき段階だと私は思います。も

う一度、大臣、いまの実情をちょっと頭に思い浮べてもらつて御回答願いたいのですが……。

○水田国務大臣 まあ、検討はいたします。

○武藤(山)委員 大臣、その言い方が気に入らぬ。「まあ」というのはどうですか、その「まあ」というのをひとつ取つて、「検討してみましょ

う」と言い直できませんか。「まあ」というのはどうですか、これは時間は切れないという意味ですか。やりたくないけれどもしょがない、質問され、約束の時間の五十分になつたから、もうそろそろ終わるだらうからといふふうで終ります。

○内田委員長 次回は、来たる二十三日、火曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとして、本日はこれにて散会いた

します。

昭和四十二年五月二十七日印刷

昭和四十二年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局